

## 新発田市地域防災計画修正点 新旧対照表

### 【震災対策編】

※頁は現行計画（令和7年5月修正）についてのもの

頁	内容	新	旧	修正理由																																		
10	市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>1 基本理念</p> <p>(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制の構築 ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割 (カ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）</u>などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 <u>(削除)</u>新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>1 基本理念</p> <p>(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制の構築 ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割 (カ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>(追加)</u>被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を</u>踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	県地域防災計画の反映																																		
11																																						
16	3 各機関の事務又は業務の大綱	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定公共機関 NTT東日本（新潟支店）、(株)NTT ドコモ（新潟支店）、KDDI（新潟支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル（株）</td> <td> <p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定公共機関 NTT東日本（新潟支店）、(株)NTT ドコモ（新潟支店）、KDDI（新潟支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル（株）	<p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定公共機関 東日本電信電話(株)（新潟支店）、(株)NTT ドコモ（新潟支店）、KDDI（新潟支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル(株)</td> <td> <p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定公共機関 東日本電信電話(株)（新潟支店）、(株)NTT ドコモ（新潟支店）、KDDI（新潟支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル(株)	<p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p>																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
指定公共機関 NTT東日本（新潟支店）、(株)NTT ドコモ（新潟支店）、KDDI（新潟支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル（株）	<p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p>																																					
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
指定公共機関 東日本電信電話(株)（新潟支店）、(株)NTT ドコモ（新潟支店）、KDDI（新潟支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル(株)	<p>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</p> <p>2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること</p>																																					
26	新発田市の地震被害想定	<p>3 想定地震</p> <p>本調査は、本市周辺及び日本海で想定される大規模地震により予測される物的・人的被害の状況を総合的に把握し、地震災害対策を検討するための基礎資料とするものであり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th>予想地震規模(M)</th> <th>ランク</th> <th>地震発生確率 (今後30年以内)</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">櫛形山脈断層帯</td> <td rowspan="2">6.8程度</td> <td rowspan="2">S*</td> <td rowspan="2">0.3%～5%</td> <td>約3,200年～2,600年前</td> </tr> <tr> <td>約2,300年～4,200年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月岡断層帯</td> <td rowspan="2">7.3程度</td> <td rowspan="2">A*</td> <td rowspan="2">ほぼ0%～1%</td> <td>約6,500年～900年前</td> </tr> <tr> <td>7,500年以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震発生確率の算定起算日は、平成31年1月1日。 ※地震発生確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、10<sup>3</sup>%未満の値を表す。</p>	断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模(M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期	櫛形山脈断層帯	6.8程度	S*	0.3%～5%	約3,200年～2,600年前	約2,300年～4,200年	月岡断層帯	7.3程度	A*	ほぼ0%～1%	約6,500年～900年前	7,500年以上	<p>3 想定地震</p> <p>本調査は、本市周辺及び日本海で想定される大規模地震により予測される物的・人的被害の状況を総合的に把握し、地震災害対策を検討するための基礎資料とするものであり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th>予想地震規模(M)</th> <th>ランク</th> <th>地震発生確率 (今後30年以内)</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">櫛形山脈断層帯</td> <td rowspan="2">6.8程度</td> <td rowspan="2">S*</td> <td rowspan="2">0.3%～5%</td> <td>約3,200年～2,600年前</td> </tr> <tr> <td>約2,300年～4,200年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月岡断層帯</td> <td rowspan="2">7.3程度</td> <td rowspan="2">A*</td> <td rowspan="2">ほぼ0%～1%</td> <td>約6,500年～900年前</td> </tr> <tr> <td>7,500年以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震発生確率の算定起算日は、平成31年1月1日。 ※地震発生確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、10<sup>3</sup>%未満の値を表す。</p>	断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模(M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期	櫛形山脈断層帯	6.8程度	S*	0.3%～5%	約3,200年～2,600年前	約2,300年～4,200年	月岡断層帯	7.3程度	A*	ほぼ0%～1%	約6,500年～900年前	7,500年以上	文字の修正 (-3乗)
断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模(M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期																																		
櫛形山脈断層帯	6.8程度	S*	0.3%～5%	約3,200年～2,600年前																																		
				約2,300年～4,200年																																		
月岡断層帯	7.3程度	A*	ほぼ0%～1%	約6,500年～900年前																																		
				7,500年以上																																		
断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模(M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期																																		
櫛形山脈断層帯	6.8程度	S*	0.3%～5%	約3,200年～2,600年前																																		
				約2,300年～4,200年																																		
月岡断層帯	7.3程度	A*	ほぼ0%～1%	約6,500年～900年前																																		
				7,500年以上																																		

頁	内容	新	旧	修正理由																																														
30	緊急地震速報と地震情報	<p>2 地震情報の種類とその内容</p> <p>新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p>	<p>2 地震情報の種類とその内容</p> <p>新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p>																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td><td>・震度 3 以上</td><td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>・震度 3 以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</td></tr> <tr> <td>震源・震度 <u>(削除)</u> 情報</td><td> <u>(削除)</u>            ・震度 <u>1</u> 以上  <u>(削除)</u> 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時            ・緊急地震速報（警報）<u>発表時</u> </td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 <u>1</u> 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・地点名</u> を発表</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td><td><u>・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u></td><td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。</td></tr> <tr> <td>その他情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</td></tr> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>・震度 5 弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表</td></tr> <tr> <td>3 地震活動に関する解説資料等</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本府及び管区・新潟地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	・震度 3 以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	震源・震度 <u>(削除)</u> 情報	<u>(削除)</u> ・震度 <u>1</u> 以上 <u>(削除)</u> 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報） <u>発表時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 <u>1</u> 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・地点名</u> を発表	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	長周期地震動に関する観測情報	<u>・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。	その他情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表	3 地震活動に関する解説資料等					<p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本府及び管区・新潟地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料</td></tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料			<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料</td></tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料
情報の種類	発表基準	内 容																																																
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																																																
震源に関する情報	・震度 3 以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表																																																
震源・震度 <u>(削除)</u> 情報	<u>(削除)</u> ・震度 <u>1</u> 以上 <u>(削除)</u> 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報） <u>発表時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 <u>1</u> 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・地点名</u> を発表																																																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																
長周期地震動に関する観測情報	<u>・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。																																																
その他情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表																																																
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表																																																
3 地震活動に関する解説資料等																																																		
		<p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本府及び管区・新潟地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p>																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料</td></tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料																																										
解説資料等の種類	発表基準	内 容																																																
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期（毎週金曜）</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料</td></tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料																																										
解説資料等の種類	発表基準	内 容																																																
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料																																																

頁	内容	新	旧	修正理由
32	防災教育 計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識の醸成を図り、<u>住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤となる市民及び企業等</u>による、自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。</p> <p>また、市、県及び防災関係機関において、<u>ハザード情報等</u>、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図り、<u>地域の防災関連情報を整理し、企業・団体・NPOや関係機関と連携して繰り返し周知していく。</u></p> <p><u>各地域で、防災情報を正しく伝達できるリーダーを大学やNPOと連携して育成する。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>エ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮することに加え、<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮</u>しなければならない。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>イ 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージでき、<u>自らの判断で避難行動をとることができる</u>。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と<u>(追加) 防災意識の高揚</u>を図り、<u>(追加) 地域防災力の基盤となる市民及び企業等</u>による、自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。</p> <p>また、市、県及び防災関係機関において、<u>(追加) 防災に関する専門的知識・ノウハウ</u>を備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>エ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮<u>(追加)</u>しなければならない。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>イ 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる<u>(追加)</u>。</p>	県地域防災計画の反映
33		<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>住宅の耐震診断及び耐震化の実施に努める</u></p> <p>キ <u>地震保険や共済制度の有効性を理解し、加入等に努める</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(3) <u>ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、NPOや関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。</u></p> <p>(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p><u>また、国が認定するNIPPON防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>住宅の耐震化のため、耐震診断及び耐震改修の普及促進</u></p> <p>(9) <u>地震保険や共済制度の普及促進</u></p>	<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(3) <u>ハザードマップ等による地域の危険情報の周知</u></p> <p>(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	
34		<p>4 県の役割</p> <p>(4) 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報<u>(津波浸水想定及び地震被害想定)</u>等の提供、その他、市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修（耐震シェルターを含む）の補助制度の活用を、市町村と連携して推進する。</u></p> <p>キ <u>地震保険や共済制度は、「自助」の生活再建対策として重要なため、市町村や業界団体等と連携して、それらの制度の普及促進に努める。</u></p>	<p>4 県の役割</p> <p>(4) 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報<u>(追加)</u>等の提供、その他、市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
35		<p>(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成        ア 外部講師等による防災教育研修の実施        イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣  <u>ウ 録画研修を通じた自己学習の促進</u></p> <p>5 防災関係機関の役割        (4) 北陸地方整備局        新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び<u>実態に即した液状化リスクをはじめとする</u>地震に関する情報の提供</p> <p>(7) 東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)  <u>感震ブレーカーの普及に努めるなど、一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意</u></p>	<p>(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成        ア 外部講師等による防災教育研修の実施        イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣  <u>(追加)</u></p> <p>5 防災関係機関の役割        (4) 北陸地方整備局        新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び<u>(追加)</u> 地震に関する情報の提供</p> <p>(7) 東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)  <u>(追加)一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意</u></p>	
37	防災訓練 計画	<p>3 市の役割        市は、災害発生前後の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民が取るべき行動について配慮した実践的な防災訓練を実施すると共に、市民による自ら安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。<u>なお、避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。</u></p>	<p>3 市の役割        市は、災害発生前後の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民が取るべき行動について配慮した実践的な防災訓練を実施すると共に、市民による自ら安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。<u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
40	自主防災 組織育成 計画	<p>3 市民の役割        市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、<u>住民一人一人が防災の主体となり、</u>自治会等における各種活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする地域の自主防災活動に積極的に参加し、<u>地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、</u>防災に関する知識及び技術の習得に努める。</p> <p>4 市の役割        (3) 防災リーダーの育成        地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、新発田市防災協会と連携し、研修会の開催、先進事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。  <u>なお、育成にあたっては、新潟県防災リーダーの積極的な活用に努める。</u></p> <p>5 県の役割        (1) <u>自主防災組織の組織化と活動の活性化</u>        県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。        (2) <u>防災リーダーの育成支援</u>        県は、学校やNPO等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活躍できる場を提供することを支援する。        また、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成し、継続的な知識の習得やスキルアップを支援するなどして、<u>地域防災力の向上を進める。</u></p>	<p>3 市民の役割        市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、<u>(追加)</u>自治会等における各種活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする地域の自主防災活動に積極的に参加し、<u>(追加)</u>防災に関する知識及び技術の習得に努める。</p> <p>4 市の役割        (3) 防災リーダーの育成        地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、新発田市防災協会と連携し、研修会の開催、先進事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。  <u>(追加)</u></p> <p>5 県の役割  <u>(追加)</u>        県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。  <u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
42	防災都市計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>カ <u>復興</u><u>(削除)</u> 事前準備の取組の推進</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>カ <u>復興まちづくり</u> 事前準備の取組の推進</p>	県地域防災計画の反映
43		<p>3 市の役割</p> <p>(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進</p> <p>災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、市の基本的な考え方を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災を念頭に新発田市まちづくり総合計画や新発田市都市マスターPLANなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場の整備に努めるとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点施設としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。</p> <p>また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p><u>さらに、市は、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、関係機関と連携して住民への繰り返し周知を図る。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>所有者不明土地を活用した防災対策の推進</u></p> <p><u>市は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>(7) <u>復興</u><u>(削除)</u> 事前準備の取組の推進</p> <p>市は、被害後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(4) 災害に強い宅地造成の推進</p> <p>ア 宅地造成工事規制区域の指定</p> <p>イ <u>特定盛土等規制区域の指定</u></p> <p>ウ <u>造成宅地防災区域の指定</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>復興</u><u>(削除)</u> 事前準備の取組の推進</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進</p> <p>災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、市の基本的な考え方を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災を念頭に新発田市まちづくり総合計画や新発田市都市マスターPLANなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場の整備に努めるとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点施設としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。</p> <p>また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(追加)</p> <p>(6) <u>復興まちづくり</u> 事前準備の取組の推進</p> <p>市は、被害後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(4) 災害に強い宅地造成の推進</p> <p>ア 宅地造成工事規制区域の指定</p> <p>イ <u>造成宅地防災区域の指定</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>復興まちづくり</u> 事前準備の取組の推進</p>	
44				
45				
48	集落孤立対策計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>中山間地域など、地震の際<u>の</u>土砂崩れや<u>津波、雪崩や豪雪による</u>交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、<u>道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえる</u>ことを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。</p> <p><u>また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア) 孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。</p> <p><u>孤立発生時に「集団避難」の可能性がある場合は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>中山間地域など、地震の際<u>、</u>土砂崩れや津波等<u>(追加)</u> により交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、<u>(追加)</u> 救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア) 孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
	<p>(イ) (略)</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>県は、市<u>等</u>の施設整備<u>や備蓄体制の強化</u>を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>エ 危険が迫った場合は、速やかに市民が<u>安全な場所に集団避難</u>できる。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>要配慮者が速やかに地区外<u>避難</u>できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。<u>なお、地区外避難はインフラの復旧方法や見通し等の状況を見据えて適切に行うこと。</u></p> <p>(5) <u>コミュニティへの配慮</u></p> <p><u>コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。</u></p> <p>(6) 積雪地域での対応</p> <p>豪雪、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所等の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。</p> <p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p><u>孤立状態となった時には</u>、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う。</p> <p><u>そのために、集落で共有する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めるとともに、自治会や自主防災組織等による資機材等を活用した防災訓練等を実施する。</u></p> <p>(3) 企業・事業所の役割</p> <p>孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自治会や自主防災組織等の住民組織と協議するよう努める。</p> <p><u>通信事業者は、孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(2) 通信手段の確保、<u>通信機器等が扱える人材育成及び使用方法の周知</u></p> <p>(4) <u>孤立状態に一定期間対応できる</u>資機材（電源、水源、<u>熱源</u>等）の整備、物資の備蓄と事前配置の強化</p> <p>(7) <u>無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入や活用（平時の利活用含む）</u></p> <p>(8) 積雪期に備えた装軌車両の確保</p> <p>(9) 土砂災害、雪崩等の危険箇所の周知</p> <p>(10) 企業・事業所等との緊急支援体制</p> <p>(11) <u>「集団避難」の可能性がある場合の避難先や避難方法等についての考え方の確認</u></p> <p>(12) 関係資料（資料編を参照）</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施</p> <p>ア <u>災害時等における孤立可能性がある集落の把握を市と連携して行い、関係機関と情報共有する。</u></p> <p>イ <u>迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市町村を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。</u></p>	<p>(イ) (略)</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>県は、市<u>(追加)</u>の施設整備等<u>(追加)</u>を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>エ 危険が迫った場合は、速やかに市民が<u>(追加) 脱出</u>できる。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>要配慮者が速やかに地区外<u>は避難</u>できるよう、連絡体制<u>及び</u>移動手段及び受入先を確保する。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 積雪地域での対応</p> <p>豪雪、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所等の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。</p> <p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p><u>地震発生時に</u>、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、<u>(追加)</u>自治会や自主防災組織等による<u>(追加)</u>防災訓練等を実施する。</p> <p>(3) 企業・事業所の役割</p> <p>孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自治会や自主防災組織等の住民組織と協議するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(2) 通信手段の確保<u>(追加)</u></p> <p>(4) <u>(追加)</u>資機材（電源、水源、<u>熱源</u>等）の整備<u>及び</u>物資の備蓄と事前配備<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) 積雪期に備えた装軌車両の確保</p> <p>(8) 土砂災害、雪崩等の危険箇所の周知</p> <p>(9) 企業・事業所等との緊急支援体制</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(10) 関係資料（資料編を参照）</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施</p> <p>ア <u>(追加)</u></p> <p>イ <u>迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市町村を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。</u></p>		
49				

頁	内容	新	旧	修正理由
50		<p><u>カ</u> 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</p> <p>(2) 孤立集落の資機材整備<u>や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進</u></p> <p><u>ア</u> 県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材の整備<u>や備蓄体制の強化</u>を支援する。</p> <p><u>イ</u> <u>物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。</u></p> <p>(3) 積雪期<u>の</u>ヘリコプター運用</p> <p><u>積</u>雪期のヘリコプターによる市民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</p>	<p><u>カ</u> 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</p> <p>(2) 孤立集落の資機材整備<u>に対する支援</u></p> <p><u>(追加)</u> 県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備<u>(追加)</u>を支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 積雪期<u>での</u>ヘリコプター運用</p> <p><u>雪</u>期のヘリコプターによる市民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</p>	
51	地盤灾害 予防計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等<u>(削除)</u>を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。</p>	県地域防 災計画の 反映
52		<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>(削除)</u>、避難路、避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(3) 住宅の移転促進</p> <p><u>各種制度の活用により</u>、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又は<u>土砂災害特別警戒区 域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅</u>の移転を促進する。</p>	<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難路、避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(3) 住宅の移転促進</p> <p><u>(追加)</u>人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又は<u>(追加)</u>がけ地に近隣する住宅の移転を促進する。</p>	
53		<p>(7) 二次災害の予防</p> <p>ア 土砂災害<u>警戒区域</u>等の調査点検</p> <p>地盤災害が広範囲にわたり発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所及び対策施設の調査点検に協力する。異常が発見された場合は、県及び関係機関へ報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 二次的な土砂災害への対策</p> <p>土砂災害<u>警戒区域</u>等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視を強化する。</p>	<p>(7) 二次災害の予防</p> <p>ア 土砂災害<u>危険箇所</u>等の調査点検</p> <p>地盤災害が広範囲にわたり発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所及び対策施設の調査点検に協力する。異常が発見された場合は、県及び関係機関へ報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 二次的な土砂災害への対策</p> <p>土砂災害<u>危険箇所</u>等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視を強化する。</p>	
54		<p>4 国・県の役割</p> <p>(8) 住宅の移転促進</p> <p>県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域<u>又は</u>土砂災害特別警戒区域<u>にある住宅、若し くは</u>がけ地に近接する住宅を移転する市を支援する。</p> <p>(9)~(12) (略)</p> <p>(13) 二次災害の予防</p> <p>イ 土砂災害<u>警戒区域</u>等の調査点検</p> <p>ウ 土砂災害<u>警戒区域</u>等の応急対策</p>	<p>4 国・県の役割</p> <p>(8) 住宅の移転促進</p> <p>県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域<u>、</u>土砂災害特別警戒区域<u>(追加)、(追加)</u>が け地に近接する住宅を移転する市を支援する。</p> <p>(9)~(12) (略)</p> <p>(13) 二次災害の予防</p> <p>イ 土砂災害<u>危険箇所</u>等の調査点検</p> <p>ウ 土砂災害<u>危険箇所</u>等の応急対策</p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
55	5 関係機関の役割 <u>各協会</u> <u>(削除)</u> 災害における応急対策活動を円滑に実施するため、非常時の連絡体制を確立するとともに、平時から会員ごとの応急復旧用資機材の備蓄に努める。	5 関係機関の役割 <u>㈱新潟県建設業協会</u> <u>(新発田支部)</u> 災害における応急対策活動を円滑に実施するため、非常時の連絡体制を確立するとともに、平時から会員ごとの応急復旧用資機材の備蓄に努める。		
56	建築物等 災害予防 計画	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 指定避難所、あるいは復旧・救援活動の拠点施設である防災上重要な建築物の災害予防を推進する。 (イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。 a 建築物及び構造物の安全確保と耐震診断・改修の推進 施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。建築物の所有者等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による新耐震基準施行（昭和 56 年 <u>6 月</u> ） <u>(削除)</u> 前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要が認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。 b・c (略) d 施設の維持管理 <u>(削除)</u> イ (略) ウ 一般建築物の災害予防 (イ) 計画 c 新耐震 <u>(削除)</u> 基準施行（昭和 56 年 <u>6 月</u> ） <u>(削除)</u> 前に建築された住宅・建築物については、 <u>(削除)</u> 耐震診断及び改修について啓発・指導を行う <u>ものとする</u> 。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 指定避難所、あるいは復旧・救援活動の拠点施設である防災上重要な建築物の災害予防を推進する。 (イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。 a 建築物及び構造物の安全確保と耐震診断・改修の推進 施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。建築物の所有者等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による新耐震基準施行（昭和 56 年 <u>6 月</u> ） <u>(追加)</u> 以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要が認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。 b・c (略) d 施設の維持管理 <u>の重要性</u> イ (略) ウ 一般建築物の災害予防 (イ) 計画 c 新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導を行う <u>(追加)</u> 。	県地域防災計画の反映
57		イ (略) ウ 一般建築物の災害予防 (イ) 計画 c 新耐震 <u>(削除)</u> 基準施行（昭和 56 年 <u>6 月</u> ） <u>(削除)</u> 前に建築された住宅・建築物については、 <u>(削除)</u> 耐震診断及び改修について啓発・指導を行う <u>ものとする</u> 。		
58		(3) 要配慮者に対する配慮 ア・イ (略) ウ <u>高齢者や障がい者世帯等にとって、住宅の耐震化工事は費用負担が大きいことなどを考慮し、耐震改修とともに比較的安価に設置が可能な耐震シェルターや耐震ベッドの情報提供を行う。</u>	(3) 要配慮者に対する配慮 ア・イ (略) <u>(追加)</u>	
59	4 県の役割 (3) <u>住宅・建築物の耐震化の推進</u> 実際に市民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体等の協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、 <u>普及啓発を図る</u> 。 <u>加えて、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修、耐震シェルター設置等の補助制度について、事業主体である市と連携して取り組む。</u> また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成 19 年 3 月に策定した新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。	4 県の役割 (3) <u>(追加)</u> 建築物の耐震化の推進 実際に市民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体等の協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、 <u>体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る</u> 。 <u>(追加)</u> また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成 19 年 3 月に策定した新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。		
60	道路・橋 梁・トン ネル等の 地震対策	1 計画の方針 (3) 計画の重点 ア 緊急輸送道路ネットワークの形成 (ア) 1 次緊急輸送道路 高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する <u>道路</u> （県庁所在地、地方中心都市等） イ (略) ウ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備 (イ) 緊急輸送道路 <u>(削除)</u> 災害発生時の広域支援ルートの要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、 <u>(削除)</u> 特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐	1 計画の方針 (3) 計画の重点 ア 緊急輸送道路ネットワークの形成 (ア) 1 次緊急輸送道路 高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する <u>一般国道</u> （県庁所在地、地方中心都市等） イ (略) ウ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備 (イ) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、 <u>は</u> 特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等	県地域防災計画の反映 誤字修正

頁	内容	新	旧	修正理由
61		<p>震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。</p> <p>2 各道路管理者等の行う地震対策</p> <p>道路管理者等<u>(削除)</u>はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。</p> <p>また、<u>(削除)</u>道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p><u>(削除)</u>道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>イ 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p>関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる。新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等に<u>よって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u></p>	<p>の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。</p> <p>2 各道路管理者等の行う地震対策</p> <p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省、県はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。</p> <p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>イ 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p>関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる。新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。</p>	
62		<p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p><u>(削除)</u>道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>イ 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p>関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる。新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等に<u>よって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u></p>	<p>2 各道路管理者等の行う地震対策</p> <p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省、県はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。</p> <p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>イ 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p>関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる。新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。</p>	
63	漁港施設の地震対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 県の責務</u></p> <p><u>県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるよう</u>に、<u>関係機関と協議する。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) (追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
67	河川・海岸施設の地震対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(5) 積雪地域での対応</p> <p>イ 県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプター、<u>無人航空機等</u>の活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(5) 積雪地域での対応</p> <p>イ 県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプター<u>(追加)</u>の活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議する。</p>	県地域防災計画の反映
69		<p>5 防災関係機関の役割</p> <p>(2) <u>各協会</u></p>	<p>5 防災関係機関の役割</p> <p>(2) <u>(社)新潟県建設業協会等 (新発田支部)</u></p>	
73	防災通信施設の整備と地震対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設<u>(削除)</u>の危険分散、<u>通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>等の防災対策を推進する。</p> <p>2 市の役割</p> <p>(3) 新潟県総合防災情報システムの整備</p> <p>災害時に被害の軽減を図るために、県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散<u>(追加)</u>等の防災対策を推進する。</p> <p>2 市の役割</p> <p>(3) 新潟県総合防災情報システムの整備</p> <p>災害時に被害の軽減を図るために、県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
74		<p>潟県総合防災情報システムを整備する。</p> <p><u>併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（S O B O – W E B）に情報を集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 県の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県総合防災情報システムの整備</p> <p>県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。</p> <p><u>併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（S O B O – W E B）に情報を集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>潟県総合防災情報システムを整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 県の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県総合防災情報システムの整備</p> <p>県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>	
75		<p>(9) 通信機器の配備及び調達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通信施設のバックアップ及び通信途絶地域で部隊や派遣職員等が活動する場合等を想定し、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット、公共安全モバイルシステムなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、S A R衛星などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。</p> <p>オ (略)</p>	<p>(9) 通信機器の配備及び調達体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話、<u>(追加)</u>インターネット<u>(追加)</u>など、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ヘリコプターテレビ電送システム<u>(追加)</u>などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。</p> <p>オ (略)</p>	
78	電気通信事業者の地震対策	<p>3 設備面の災害予防</p> <p>電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的整備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るものとし、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p>	<p>3 設備面の災害予防</p> <p>電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的整備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る<u>(追加)</u>。</p> <p>また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p>	県地域防災計画の反映
94	危険物等施設の地震対策	<p>2 事業者の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物施設</p> <p>ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修を図る。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 毒物劇物貯蔵施設等</p>	<p>2 事業者の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物施設</p> <p>ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 毒物劇物貯蔵施設<u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
95				
99	地震火災予防計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市民の責務</p> <p>市民（各家庭、地域、企業・事業所、学校等）は、耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置等により、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>イ 市は、消防本部と連携し、要配慮者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市民の責務</p> <p>市民（各家庭、地域、企業・事業所、学校等）は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>イ 市は、消防本部と連携し、要配慮者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
100	<p>器、<u>感震ブレーカー</u>等の設置<u>及び維持管理の普及</u>を図る。</p> <p>2 市民及び企業等の役割 (1) 市民の役割 ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用<u>や感震ブレーカーの設置</u>に努める。</p> <p>3 市の役割 (1)～(4) (略) <u>(5) 防火思想の普及促進</u> <u>地域住民に対して、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u></p>	<p>器<u>(追加)</u>等の設置<u>(追加)</u>普及を図る。</p> <p>2 市民及び企業等の役割 (1) 市民の役割 ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用<u>(追加)</u>に努める。</p> <p>3 市の役割 (1)～(4) (略) <u>(追加)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u></p>		
101	<p>4 県の役割 (1) 防火思想の普及促進 市民に対し、市、消防本部の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、<u>感震ブレーカー</u>等の設置<u>及び維持管理</u>を促進する。</p>	<p>4 県の役割 (1) 防火思想の普及促進 市民に対し、市、消防本部の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器<u>(追加)</u>等の設置<u>(追加)</u>を促進する。</p>		
105	<p>救急・救助体制の整備</p> <p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 市及び新発田警察署、消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。 <u>なお、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u></p>	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 市及び新発田警察署、消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。 <u>(追加)</u></p>		県地域防災計画の反映
106	<p>3 市及び消防本部の役割 (1) 消防団員の確保及び充実 市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材<u>・拠点施設</u>の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。 <u>また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u> (2)～(7) (略)</p>	<p>3 市及び消防本部の役割 (1) 消防団員の確保及び充実 市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材<u>(追加)</u>の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。 <u>(追加)</u> <u>(2)～(7) (略)</u></p>		
107	<p>(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、<u>広域災害救急医療情報システム</u>を活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。 (9)～(11) (略)</p> <p>(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。 <u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。</u></p>	<p>(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、<u>新潟県救急医療情報システム</u>を活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。 (9)～(11) (略) (12) 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。 <u>(追加)</u></p>		

頁	内容	新	旧	修正理由
	4 県の役割 (2) 救急医療連絡体制の確立 <u>広域災害救急医療情報システム</u> 等の整備充実を図り、行政、消防本部及び医療機関等の連絡体制を確保する。 また、消防機関とDMA T（災害派遣医療チーム）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る	4 県の役割 (2) 救急医療連絡体制の確立 <u>新潟県救急医療情報システム</u> 等の整備充実を図り、行政、消防本部及び医療機関等の連絡体制を確保する。 また、消防機関とDMA T（災害派遣医療チーム）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。		
109	医療救護体制の整備 1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 県の責務 (ア) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、 <u>災害支援ナース</u> 、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。 (3) 活動の調整 ア 県災害対策本部は、救護班の派遣調整等を行うため、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、 <u>新潟県栄養士会</u> 、 <u>新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など</u> 医療関係団体、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防本部、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 県の責務 (ア) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、 <u>追加</u> 医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。 (3) 活動の調整 ア 県災害対策本部は、救護班の派遣調整等を行うため、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会 <u>追加</u> 等の医療関係団体、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防本部、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。		県地域防災計画の反映
110	2 市民及び医療機関等の役割 (2) 医療機関等の役割 キ 医療関係団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、 <u>県助産師会</u> 、 <u>県栄養士会</u> 、 <u>県災害リハビリテーション連絡協議会等） 医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、J M A T（日本医師会災害医療チーム）、<u>J D A T（日本災害歯科支援チーム）</u>、<u>被災地支援薬剤師</u>、<u>災害支援ナース</u>、<u>J D A - D A T（日本栄養士会災害支援チーム）</u>、<u>災害リハビリテーション支援チーム</u>などの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</u>	2 市民及び医療機関等の役割 (2) 医療機関等の役割 キ 医療関係団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、 <u>県助産師会</u> <u>追加</u> 等） 医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、J M A T（日本医師会災害医療チーム）、 <u>追加</u> 被災地支援薬剤師、 <u>災害支援ナース</u> <u>追加</u> などの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。		
112	4 県の役割 (2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。 ア 県医療救護班 県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で <u>30</u> 班編成とする。 イ 県歯科医療救護班（ <u>新潟J D A Tを含む</u> ） 県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で <u>6</u> 班編成とする。 (3) (略) (4) <u>災害支援ナースの派遣体制の整備</u> 県は、災害発時に被災地域の看護医療活動を支援するため、 <u>災害支援ナースの派遣体制の整備</u> を行う。 <u>災害支援ナースは、原則として、看護師2~3名で構成する。</u> (5) (略) (6) (略) (7) (略)	4 県の役割 (2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。 ア 県医療救護班 県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で <u>25</u> 班編成とする。 イ 県歯科医療救護班（ <u>追加</u> ） 県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で <u>8</u> 班編成とする。 (3) (略) <u>追加</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略)		

頁	内容	新	旧	修正理由
113		(8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)	(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	
115	避難体制の整備	2 市民及び企業等の役割 (1) 市民等に求められる役割 ア 市民及び企業等の役割 (ア) ハザードマップ・ <u>液状化しやすさマップ</u> ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。	2 市民及び企業等の役割 (1) 市民等に求められる役割 ア 市民及び企業等の役割 (ア) ハザードマップ <u>(追加)</u> ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。	県地域防災計画の反映
118		3 市の役割 (5) 避難場所、避難所等の指定 イ 指定に当たっての注意点 (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。なお、面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0m <sup>2</sup> 、避難所は避難者1人当たり <u>3.5~4</u> m <sup>2</sup> のスペースとすることに努める。 (カ) <u>(削除)</u> 感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、 <u>災害発生前</u> から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。 (キ) <u>避難所等の耐震性や、地域のハザード情報等も踏まえて、災害時に避難所として安全性について事前確認に努める。</u> (ク) (略) (ケ) (略)	3 市の役割 (5) 避難場所、避難所等の指定 イ 指定に当たっての注意点 (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。なお、面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0m <sup>2</sup> 、避難所は避難者1人当たり <u>3~4</u> m <sup>2</sup> のスペースとすることに努める。 (カ) <u>新型コロナウイルス</u> 感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、 <u>平當時</u> から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。 <u>(追加)</u> (キ) (略) (ク) (略) (ケ) <u>要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。</u>	
119		(コ) <u>住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制づくりに努め、避難所環境や設備等の確保、運営体制づくりを推進する。</u> (シ) (略) (シ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、 <u>給水タンク</u> 、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、 <u>ガス設備</u> 、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、TV、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。 (ス) (略) (セ) (略) (ソ) (略) (タ) (略) (チ) (略) (ウ) <u>指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> (チ) <u>指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換や、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保険体制の構築に努めるものとする。</u> ウ 即応体制の整備 (ク) <u>(削除)</u> 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、 <u>災害発生前</u> から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。	(コ) (略) (シ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、 <u>(追加)</u> 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、 <u>(追加)</u> 衛星携帯電話 <u>(追加)</u> 等の通信機器 <u>(追加)</u> のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、TV、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。 (シ) (略) (ス) (略) (セ) (略) (ソ) (略) (タ) (略) <u>(追加)</u>  (チ) <u>指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換<u>(追加)</u>に努めるものとする。</u> ウ 即応体制の整備 (ク) <u>新型コロナウイルス</u> 感染症等の自宅療養者等の避難について、 <u>平時</u> から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。	
120				

頁	内容	新	旧	修正理由
121		<p>(ヶ) 保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</p> <p>(コ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>(サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	
124	要配慮者の安全確保計画	<p>4 県の役割</p> <p>(2) 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 地震被害想定や津波浸水想定区域図を策定・提供する。</p> <p>ウ 避難場所、避難所等の確保への協力</p> <p>(イ) <u>(削除) 感染症等 (指定感染症及び新感染症を含む) 発生時における</u>自宅療養者等の避難について、災害発生前から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p>(オ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りについて市を支援する。</p>	<p>県の役割</p> <p>(2) 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア 地域の危険情報の市への提供</p> <p>(ア) 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。</p> <p>ウ 避難場所、避難所等の確保への協力</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p>(追加)</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
125		<p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備</u>  <u>多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設においては、外国人や障害者等に配慮した情報伝達及び避難誘導が実施されるよう配慮する。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	
126		<p>3 市の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた新発田市避難行動要支援者避難支援プラン、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。<u>この場合、例え積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防本部、新発田警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、<u>NPO</u>、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者<u>(以下、「避難支援等関係者」という。)</u>に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、又は市条例の定めによりあらかじめ提供するとともに、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。</u>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(2) 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>イ 避難所の設置・運営</p> <p>市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。</p> <p><u>また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。</u></p> <p>(イ) 避難所において、<u>要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。</u></p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保健・福祉対策</p> <p>ウ 福祉対策</p> <p>(ウ) 情報提供</p> <p>災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者の<u>障がいの種類及び程度に応じて</u>的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制の<u>整備充実、設備又は機器の設置の推進</u>を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた新発田市避難行動要支援者避難支援プラン、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。<u>(追加)</u>さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防本部、新発田警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、<u>(追加)</u>自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者<u>(追加)</u>に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、又は市条例の定めによりあらかじめ提供するとともに、<u>(追加)</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>イ 避難所の設置・運営</p> <p>市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) 避難所において、<u>(追加)</u>要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した<u>(追加)</u>伝達手段を確保する体制整備を図る。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保健・福祉対策</p> <p>ウ 福祉対策</p> <p>(ウ) 情報提供</p> <p>災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制の<u>整備充実、設備又は機器の設置の推進</u>を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平</p>	
127				

頁	内容	新	旧	修正理由
128	<p>又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真、などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。</p> <p><u>(イ) 緊急の通報</u>  <u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備推進を図る。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外国人支援</p> <p>ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等</p> <p>市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。また、地域に住む外国人や<u>訪日外国人旅行者</u>に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(3) 保健・福祉対策</p> <p>ア 実施体制の確保</p> <p>県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。また、必要がある時は新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して<u>DWAT (災害派遣福祉チーム)</u>の派遣を要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 福祉対策</p> <p>市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。</p> <p><u>また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定等により福祉避難所を確保するよう、市へ働きかけるとともに、福祉避難所の運営に資する人材や備蓄物資の確保について、市や関係機関と連携して取り組む。</u></p> <p>旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。</p> <p>特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者の<u>障がいの種類及び程度に応じて</u>的確に情報提供されるように市を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市を支援する体制整備を図る。</p> <p>また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。</p> <p>緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。</p>	<p>易でわかりやすい言葉や、絵、写真、などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外国人支援</p> <p>ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等</p> <p>市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。また、地域に住む外国人<u>(追加)</u>に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(3) 保健・福祉対策</p> <p>ア 実施体制の確保</p> <p>県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。また、必要がある時は新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して<u>災害福祉支援チーム</u>の派遣を要請する</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 福祉対策</p> <p>市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。</p> <p>特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者<u>に的確に</u>情報提供されるように市を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市を支援する体制整備を図る。</p> <p>また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。</p> <p>緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。</p>		
130	<p>食料・生活必需品等の確保計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、<u>新物資システム</u>を活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市民の責務</p> <p>市民(各家庭、企業・事業所、学校等)は、<u>避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本として、家庭・企業・事業所内の備蓄や避難時の持ち出し品も備えておく。</u></p> <p>地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日、推奨1週間」分の必要な飲</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>市及び県は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市民の責務</p> <p>市民(各家庭、企業・事業所、学校等)は、<u>(追加)</u>地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「食料及び物資等」という。)は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p>		県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
131		<p>料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 市及び県の責務</p> <p>(イ) 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し<u>（削除）</u>、輸送拠点として活用可能な<u>（削除）</u>施設を<u>確保</u>しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用ものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) （略）</p> <p><u>(イ) 市及び県は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 積雪地域での対応</p> <p>（略）</p> <p><u>(7) 孤立可能性集落における対応</u></p> <p>ア <u>市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共有の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。県は、市の体制整備を支援する。</u></p> <p>イ <u>孤立発生時における、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>食料及び物資等については、</u>平時から家族の3日分程度、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。</p>	<p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 市及び県の責務</p> <p>(イ) 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な<u>民間事業者の管理する</u>施設を<u>把握</u>しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用ものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) （略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 積雪地域での対応</p> <p>（略）</p> <p><u>(追加)</u></p>	
132		<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>食料及び物資等については、</u>平時から家族の3日分程度、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき<u>水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材</u>を備蓄する。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に<u>水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材</u>を備蓄する。</p>	<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>ア 各家庭において、<u>(追加)</u>平時から家族の3日分程度、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき<u>食料及び物資等</u>を備蓄する。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に<u>食料及び物資等</u>を備蓄する。</p>	
138	文化財の地震防災対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア <u>文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）の責務</u></p> <p>文化財所有者<u>等</u>は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の<u>管理</u>、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>イ 市の責務</p> <p>市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者<u>等</u>に対してもその指導・助言を行う。</p> <p>ウ 県の責務</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア <u>文化財所有者（追加）の責務</u></p> <p>文化財所有者<u>（追加）</u>は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の<u>修理</u>、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>イ 市の責務</p> <p>市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者<u>（追加）</u>に対してもその指導・助言を行う。</p> <p>ウ 県の責務</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
139	<p>県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるととともに、市及び文化財所有者等に対し、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>イ 文化財所有者等は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修繕、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>(4) 文化財の種別毎の対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品、有形文化財</p> <p>文化財所有者等は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者等は、定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民及び地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、<u>文化財</u>所有者等又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文化財所有者等</p> <p>(略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定文化財</p> <p>市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。</p> <p>また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び<u>文化財</u>所有者等と事前に調整し確認しておく。</p> <p>(2) 未指定文化財への対策</p> <p>文化財の所在情報を得ながら、<u>文化財</u>所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(2) 未指定文化財への対策</p> <p>文化財の所在情報を得ながら、<u>文化財</u>所有者等に対し、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。</p>	<p>県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるととともに、市及び文化財所有者<u>(追加)</u>に対し、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>イ 文化財所有者<u>(追加)</u>は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修繕、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>(4) 文化財の種別毎の対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者<u>(追加)</u>は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品、有形文化財</p> <p>文化財所有者<u>(追加)</u>は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者<u>(追加)</u>は、定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民及び地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、<u>(追加)</u>所有者<u>(追加)</u>又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文化財所有者<u>及び管理責任者</u></p> <p>(略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定文化財</p> <p>市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。</p> <p>また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び<u>(追加)</u>所有者・管理者と事前に調整し確認しておく。</p> <p>(2) 未指定文化財への対策</p> <p>文化財の所在情報を得ながら、<u>(追加)</u>所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。</p> <p>4 県の役割</p> <p>(2) 未指定文化財への対策</p> <p>文化財の所在情報を得ながら、<u>(追加)</u>所有者・管理者に対し、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。</p>		
140	ボランティアの受入体制の整備	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、<u>平當時から</u>県及び関係機関<u>と連携し</u>、支援・協力体制<u>役割分担</u>について整備する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、<u>(追加)</u>県及び関係機関<u>の支援・協力体制</u><u>(追加)</u>について整備する。 <u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由										
		<p><u>なお、体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や専門家の知見を取り入れるよう努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 事前体制整備</u></p> <p>ア 県は、平時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働で災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。</p> <p>体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。</p> <p>イ 市社会福祉協議会は、市の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。</p> <p>ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1"> <tr> <td>発災後 3時間以内</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置</td> </tr> <tr> <td>発災後 6時間以内</td> <td>県支援センターの運営、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間以内</td> <td>調整会議構成団体による市への先遣隊派遣</td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間以内</td> <td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>発災後 2日以内</td> <td>災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table>	発災後 3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置	発災後 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	発災後 12時間以内	調整会議構成団体による市への先遣隊派遣	発災後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	発災後 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	
発災後 3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置													
発災後 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信													
発災後 12時間以内	調整会議構成団体による市への先遣隊派遣													
発災後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握													
発災後 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信													
141		<p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 市の役割</u></p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 災害ボランティアを受け入れる<u>拠点</u>を事前に指定する。</p> <p>イ 災害ボランティアセンターの体制整備については、新発田市社会福祉協議会と協議する。</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターの<u>設置・運営</u><u>に向けた</u>支援</p> <p>ア 災害ボランティアセンターの<u>設置・運営</u>を支援する体制を整備する。</p> <p>イ 災害ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。</p> <p>(3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発</p> <p>防災訓練時などに、市民等の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) ボランティア関係団体との連携</p> <p><u>災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、新発田市社会福祉協議会やボランティア関係団体との</u></p>	<p><u>3 県支援センターの役割</u></p> <p>災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、県民生活課長と調整会議座長が協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。</p> <p>(1) 情報の受発信に係る体制の整備</p> <p>ア 被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。</p> <p>イ 被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。</p> <p>ウ マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口</p> <p>(2) ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備</p> <p>ア ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について、連絡調整を行える体制を整備する。</p> <p>イ 調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによる市災害ボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。</p> <p><u>4 市の役割</u></p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 災害ボランティアを受け入れる<u>体育館等の公共施設</u>を事前に指定する。</p> <p>イ <u>(追加)</u>ボランティアセンターの体制整備については、新発田市社会福祉協議会と協議する。</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターの<u>(追加)</u><u>運営</u><u>(追加)</u>支援</p> <p>ア <u>(追加)</u>ボランティアセンターへ<u>職員を派遣するとともに</u>、運営を支援する体制を整備する。</p> <p>イ <u>(追加)</u>ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。</p> <p>(3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発</p> <p>防災訓練時などに、市民等の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。</p> <p><u>また、普及啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>											

頁	内容	新	旧	修正理由
140	<p><u>連携強化を図る。</u></p> <p><u>3 県の役割</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>協力体制の確立</u> 行政・社会福祉協議会・県災害ボランティア調整会議構成団体等の連携により、災害時におけるボランティア活動の受入れ調整を行う体制や災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を図る。</p> <p>(2) <u>災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援</u> 被災者とボランティアを繋ぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営できるように支援する。</p> <p>(3) <u>災害支援コーディネーターの養成支援</u> 災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想され、災害ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要であることから、こうした調整機能を担う災害支援コーディネーターの養成を支援する。</p> <p><u>4 新発田市社会福祉協議会の役割</u></p> <p>(1) <u>災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備</u> 訓練・研修を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。</p> <p>(2) <u>災害ボランティアセンターの設置・運営計画の作成</u> 市と協議を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営計画を定める。</p> <p>(3) <u>ボランティア関係団体との連携</u> 災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。</p>	<p><u>5 県の役割</u></p> <p><u>県支援センターの体制支援</u></p> <p>(1) <u>県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。</u></p> <p>(2) <u>県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。</u></p> <p>(3) <u>県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため職員を配置できる体制を整備する。</u></p>		
141	<p><u>5 県社会福祉協議会の役割</u></p> <p>(1) <u>災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援</u> 新発田市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入れが円滑に進むような体制を整備できるように、訓練・研修を実施する。</p> <p>(2) <u>災害支援コーディネーターの養成</u> 災害発生時において、ボランティアの需給調整や関係機関との連携調整等を行う災害支援コーディネーターを養成するとともに、その資質の向上に努める。</p> <p>(3) <u>ボランティア関係団体との連携</u> 災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>2 新発田市社会福祉協議会の役割</u></p> <p>ア 災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、新発田市社会福祉協議会が主体となり、市災害対策本部と協議して、市災害ボランティアセンターを設置・運営する。</p> <p>イ 災害ボランティアの受入れに伴う市災害ボランティアセンターマニュアルを市と協議を行い作成する。</p>		
		<p><u>6 関係機関の役割</u></p> <p>(1) <u>新潟県社会福祉協議会</u></p> <p>ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。</p> <p>イ 県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。</p> <p>(2) <u>日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会</u></p> <p>ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。</p> <p>イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。</p> <p>(3) <u>県内N P O及び（一社）新発田青年会議所</u></p> <p>県支援センターやボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備す</p>		

頁	内容	新	旧	修正理由																																																						
		<p><u>6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割</u>  <u>災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、構成団体間の連携体制の整備・ボランティア関連情報の共有に努める。</u></p>	<p><u>る。</u>  <u>(追加)</u></p>																																																							
155	災害対策 本部の組 織・運営 計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 災害対策本部等の種類</p> <p>市は、地震・津波が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法の規定に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>災害対策基本法に基づく対策本部</th> <th>被害の発生に備えた対処等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>○○災害対策本部</td> <td>○○警戒本部</td> </tr> <tr> <td>設 置 者</td> <td>市長</td> <td>副市長（防災監）</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>市長</td> <td>副市長（防災監）</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長</td> <td>副市長（防災監）、<u>副市長</u>、教育長</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> </tr> <tr> <td>本 部 長 の 職 務 代 理</td> <td>副本部長</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>各対策部長、関係課長等</td> <td>各対策部長、関係課長等</td> </tr> <tr> <td>事務局の名称</td> <td>○○災害対策本部事務局</td> <td>○○警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td>事 務 局 長</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以下、本節において、<u>地域安全課を所管する</u>副市長を「防災監」、地域安全課長を「副防災監」という。</p>	設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処等	名 称	○○災害対策本部	○○警戒本部	設 置 者	市長	副市長（防災監）	本 部 長	市長	副市長（防災監）	副 本 部 長	副市長（防災監）、 <u>副市長</u> 、教育長	地域安全課長（副防災監）	本 部 長 の 職 務 代 理	副本部長	地域安全課長（副防災監）	本 部 員	各対策部長、関係課長等	各対策部長、関係課長等	事務局の名称	○○災害対策本部事務局	○○警戒本部事務局	事 務 局 長	地域安全課長（副防災監）	地域安全課長（副防災監）	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 災害対策本部等の種類</p> <p>市は、地震・津波が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法の規定に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>災害対策基本法に基づく対策本部</th> <th>被害の発生に備えた対処等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>○○災害対策本部</td> <td>○○警戒本部</td> </tr> <tr> <td>設 置 者</td> <td>市長</td> <td>副市長（防災監）</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>市長</td> <td>副市長（防災監）</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長</td> <td>副市長（防災監）、<u>(追加)</u>教育長</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> </tr> <tr> <td>本 部 長 の 職 務 代 理</td> <td>副本部長</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>各対策部長、関係課長等</td> <td>各対策部長、関係課長等</td> </tr> <tr> <td>事務局の名称</td> <td>○○災害対策本部事務局</td> <td>○○警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td>事 務 局 長</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> <td>地域安全課長（副防災監）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以下、本節において、<u>(追加)</u>副市長を「防災監」、地域安全課長を「副防災監」という。</p>	設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処等	名 称	○○災害対策本部	○○警戒本部	設 置 者	市長	副市長（防災監）	本 部 長	市長	副市長（防災監）	副 本 部 長	副市長（防災監）、 <u>(追加)</u> 教育長	地域安全課長（副防災監）	本 部 長 の 職 務 代 理	副本部長	地域安全課長（副防災監）	本 部 員	各対策部長、関係課長等	各対策部長、関係課長等	事務局の名称	○○災害対策本部事務局	○○警戒本部事務局	事 務 局 長	地域安全課長（副防災監）	地域安全課長（副防災監）	新発田市 災害対策 本部運営 規程の改 正による 修正
設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処等																																																								
名 称	○○災害対策本部	○○警戒本部																																																								
設 置 者	市長	副市長（防災監）																																																								
本 部 長	市長	副市長（防災監）																																																								
副 本 部 長	副市長（防災監）、 <u>副市長</u> 、教育長	地域安全課長（副防災監）																																																								
本 部 長 の 職 務 代 理	副本部長	地域安全課長（副防災監）																																																								
本 部 員	各対策部長、関係課長等	各対策部長、関係課長等																																																								
事務局の名称	○○災害対策本部事務局	○○警戒本部事務局																																																								
事 務 局 長	地域安全課長（副防災監）	地域安全課長（副防災監）																																																								
設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処等																																																								
名 称	○○災害対策本部	○○警戒本部																																																								
設 置 者	市長	副市長（防災監）																																																								
本 部 長	市長	副市長（防災監）																																																								
副 本 部 長	副市長（防災監）、 <u>(追加)</u> 教育長	地域安全課長（副防災監）																																																								
本 部 長 の 職 務 代 理	副本部長	地域安全課長（副防災監）																																																								
本 部 員	各対策部長、関係課長等	各対策部長、関係課長等																																																								
事務局の名称	○○災害対策本部事務局	○○警戒本部事務局																																																								
事 務 局 長	地域安全課長（副防災監）	地域安全課長（副防災監）																																																								

頁	内容	新	旧	修正理由
158	2 災害対策本部 (2) 新発田市災害対策本部組織図 【災害対策本部】	<p>2 災害対策本部 (2) 新発田市災害対策本部組織図 【災害対策本部】</p> <p>※各班において、別表（第8条、第9条、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。</p>	<p>2 灾害対策本部 (2) 新発田市災害対策本部組織図 【災害対策本部】</p> <p>※各班において、別表（第8条、第9条、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。</p>	

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																										
159		<p>(3) 災害対策本部の組織、運営等          イ 副本部長（防災監、<u>副市長</u>、教育長）          (イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。          第1順位：防災監  <u>第2順位：副市長</u>          第3順位：教育長          第4順位：副防災監</p>	<p>(3) 災害対策本部の組織、運営等          イ 副本部長（防災監、<u>(追加)</u>教育長）          (イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。          第1順位：防災監  <u>(追加)</u>  <u>第2順位：教育長</u>  <u>第3順位：副防災監</u></p>																																																																											
173	地震・津波配備計画	<p>2 業務の内容          別表【地震・津波発生時の参集区分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>参集区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒</td> <td rowspan="2">震度3</td> <td>1 副防災監</td> <td rowspan="2">執務室</td> </tr> <tr> <td>配備体制</td> <td>2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警戒本部配備体制</td> <td rowspan="6">震度4</td> <td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長</td> <td>警戒本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>5 情報連絡員</td> <td>警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td>6 課長補佐以上の職員（副参事含む）</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員</td> <td>対策部長が指定した場所</td> </tr> <tr> <td>※いざれにも該当しない職員は待機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、<u>一部（1か所）の避難所開設を担当する職員（消防団員を含む）</u></td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">災害対策本部配備体制</td> <td rowspan="6">震度5弱以上 津波警報 大津波警報</td> <td>1 災害対策本部長 2 災害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長</td> <td>災害対策本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>7 情報連絡員 8 地域安全課職員</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>9 避難所開設を担当する全職員（消防団員を含む） <u>※津波警報の場合は、一部（19か所）の避難所開設を担当する職員（消防団員を含む）</u></td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td>10 いざれにも該当しない職員</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>11 被災状況により参集できない職員</td> <td>自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準	参集区分	参集場所	警戒	震度3	1 副防災監	執務室	配備体制	2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機	警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)	5 情報連絡員	警戒本部事務局	6 課長補佐以上の職員（副参事含む）	執務室	7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所	※いざれにも該当しない職員は待機		津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、 <u>一部（1か所）の避難所開設を担当する職員（消防団員を含む）</u>	指定された避難所	災害対策本部配備体制	震度5弱以上 津波警報 大津波警報	1 災害対策本部長 2 災害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)	7 情報連絡員 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局	9 避難所開設を担当する全職員（消防団員を含む） <u>※津波警報の場合は、一部（19か所）の避難所開設を担当する職員（消防団員を含む）</u>	指定された避難所	10 いざれにも該当しない職員	執務室	11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎	<p>2 業務の内容          別表【地震・津波発生時の参集区分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>参集区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒</td> <td rowspan="2">震度3</td> <td>1 副防災監</td> <td rowspan="2">執務室</td> </tr> <tr> <td>配備体制</td> <td>2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警戒本部配備体制</td> <td rowspan="6">震度4</td> <td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長</td> <td>警戒本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>5 情報連絡員</td> <td>警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td>6 課長補佐以上の職員（副参事含む）</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員</td> <td>対策部長が指定した場所</td> </tr> <tr> <td>※いざれにも該当しない職員は待機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、<u>の避難所開設を担当する一部の職員（消防団員を含む）</u></td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">災害対策本部配備体制</td> <td rowspan="6">震度5弱以上 津波警報 大津波警報</td> <td>1 災害対策本部長 2 灾害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長</td> <td>災害対策本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>7 情報連絡員 8 地域安全課職員</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>9 避難所開設を担当する全職員（消防団員を含む） <u>(追加)</u></td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td>10 いざれにも該当しない職員</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>11 被災状況により参集できない職員</td> <td>自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準	参集区分	参集場所	警戒	震度3	1 副防災監	執務室	配備体制	2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機	警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)	5 情報連絡員	警戒本部事務局	6 課長補佐以上の職員（副参事含む）	執務室	7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所	※いざれにも該当しない職員は待機		津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、 <u>の避難所開設を担当する一部の職員（消防団員を含む）</u>	指定された避難所	災害対策本部配備体制	震度5弱以上 津波警報 大津波警報	1 災害対策本部長 2 灾害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)	7 情報連絡員 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局	9 避難所開設を担当する全職員（消防団員を含む） <u>(追加)</u>	指定された避難所	10 いざれにも該当しない職員	執務室	11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎	現状の体制に併せて、記載内容を修正
配備種別	配備基準	参集区分	参集場所																																																																											
警戒	震度3	1 副防災監	執務室																																																																											
配備体制		2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機																																																																												
警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)																																																																											
		5 情報連絡員	警戒本部事務局																																																																											
		6 課長補佐以上の職員（副参事含む）	執務室																																																																											
		7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所																																																																											
		※いざれにも該当しない職員は待機																																																																												
		津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、 <u>一部（1か所）の避難所開設を担当する職員（消防団員を含む）</u>	指定された避難所																																																																										
災害対策本部配備体制	震度5弱以上 津波警報 大津波警報	1 災害対策本部長 2 災害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)																																																																											
		7 情報連絡員 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局																																																																											
		9 避難所開設を担当する全職員（消防団員を含む） <u>※津波警報の場合は、一部（19か所）の避難所開設を担当する職員（消防団員を含む）</u>	指定された避難所																																																																											
		10 いざれにも該当しない職員	執務室																																																																											
		11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎																																																																											
		配備種別	配備基準	参集区分	参集場所																																																																									
警戒	震度3	1 副防災監	執務室																																																																											
配備体制		2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機																																																																												
警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)																																																																											
		5 情報連絡員	警戒本部事務局																																																																											
		6 課長補佐以上の職員（副参事含む）	執務室																																																																											
		7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所																																																																											
		※いざれにも該当しない職員は待機																																																																												
		津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、 <u>の避難所開設を担当する一部の職員（消防団員を含む）</u>	指定された避難所																																																																										
災害対策本部配備体制	震度5弱以上 津波警報 大津波警報	1 災害対策本部長 2 灾害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)																																																																											
		7 情報連絡員 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局																																																																											
		9 避難所開設を担当する全職員（消防団員を含む） <u>(追加)</u>	指定された避難所																																																																											
		10 いざれにも該当しない職員	執務室																																																																											
		11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎																																																																											

頁	内容	新	旧	修正理由
175	防災関係機関の相互協力体制	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア) 市が被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行う<u>(削除)</u>必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。</p> <p>(イ) 他市町村が被災し、市が応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。<u>この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u></p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国・県や他の地方公共団体から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備に努める。</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>(キ) 市が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u>また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。</p> <p>(ク)～(コ) (略)</p> <p>(キ) 県は、在宅避難者等の状況把握や支援等において、ボランティア、NPO及び民間団体等と協力して行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア) 市が被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。</p> <p>(イ) 他市町村が被災し、市が応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国・県や他地方公共団体から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>(追加)</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備に努める。</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>(追加)</u>さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>(キ) 市が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>(追加)</u>また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。</p> <p>(ク)～(コ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
176				

頁	内容	新	旧	修正理由											
179	<p>ウ その他の防災関係機関の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合は、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策に関する応援等の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事</td> <td>(略)</td> <td>他の市町村長  北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、<u>三重県</u>、兵庫県、全国知事会  指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県知事	(略)	他の市町村長  北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、 <u>三重県</u> 、兵庫県、全国知事会  指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関	<p>ウ その他の防災関係機関の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (追加)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策に関する応援等の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事</td> <td>(略)</td> <td>他の市町村長  北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、<u>三重県</u>、<u>兵庫県</u>、全国知事会  指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県知事	(略)	他の市町村長  北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、 <u>三重県</u> 、 <u>兵庫県</u> 、全国知事会  指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関	
実施主体	対 策	協力依頼先													
県知事	(略)	他の市町村長  北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、 <u>三重県</u> 、兵庫県、全国知事会  指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関													
実施主体	対 策	協力依頼先													
県知事	(略)	他の市町村長  北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)、三県協定締結県(群馬県、埼玉県)、中日本四県協定締結県(長野県、山梨県、静岡県)、富山県、石川県、 <u>三重県</u> 、 <u>兵庫県</u> 、全国知事会  指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関													
183	<p>災害時の通信確保</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務</p> <p>市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。</p> <p>通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害<u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供</u>(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務</p> <p>市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。</p> <p>通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害<u>を復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p>		県地域防災計画の反映											

頁	内容	新	旧	修正理由																
190	被災状況等収集伝達計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、新潟海上保安部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、<u>無人航空機、高所監視カメラ</u>、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>携帯電話事業者に対する位置情報要請</u></p> <p>県災害対策本部及び市災害対策本部を含む救助機関は、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、新潟海上保安部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、<u>(追加)</u>巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																
191																				
202	広報計画	<p>12 災害対策基本法第 57 条に基づく報道要請</p> <p>(2) 各報道機関の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名 所在地</th> <th>電話番号 (昼間)</th> <th>電話番号 (夜間)</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49</td> <td>025-265-1141</td> <td>同左</td> <td><u>コンテンツセンター長</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名 所在地	電話番号 (昼間)	電話番号 (夜間)	責任者	NHK日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	<u>コンテンツセンター長</u>	<p>12 災害対策基本法第 57 条に基づく報道要請</p> <p>(2) 各報道機関の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名 所在地</th> <th>電話番号 (昼間)</th> <th>電話番号 (夜間)</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49</td> <td>025-265-1141</td> <td>同左</td> <td><u>放送部長</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名 所在地	電話番号 (昼間)	電話番号 (夜間)	責任者	NHK日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	<u>放送部長</u>	県地域防災計画の反映
機関名 所在地	電話番号 (昼間)	電話番号 (夜間)	責任者																	
NHK日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	<u>コンテンツセンター長</u>																	
機関名 所在地	電話番号 (昼間)	電話番号 (夜間)	責任者																	
NHK日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	<u>放送部長</u>																	
205		<p>15 市民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>市、県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p>この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、<u>DV・ストーカー・児童虐待等の被害者</u>等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p>	<p>15 市民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>市、県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p>この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、<u>配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者</u>等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p>																	
206	住民等避難計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 市の責務</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 市の責務</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																

頁	内容	新	旧	修正理由
212	避難所運営計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>ア 一般的な事項</p> <p>(ウ) 運営体制の構築に当たっては、女性、妊娠婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。</p> <p>(イ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。</p> <p>また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。</p> <p>(オ) 避難者1人当たり3.5~4m<sup>2</sup>のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性トイレの比率は3:1とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。</p> <p>なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>(コ) 入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。</p> <p>(サ)・(シ) (略)</p> <p>(ス) 市は、指定避難所における(削除)感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。</p> <p>(セ) 県及び市は、被災地において(削除)感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>(ソ) 県及び市は、衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</p> <p>(タ) (略)</p> <p>(チ) (略)</p> <p>(ツ) 市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p>(テ) 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点からペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>ア 一般的な事項</p> <p>(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。</p> <p>(イ) 避難者に(追加)食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。</p> <p>また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。</p> <p>(オ) 避難者1人当たり3~4m<sup>2</sup>のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、(追加)パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮(追加)に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。(追加)</p> <p>(コ) 入浴施設(追加)の設置(追加)など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。</p> <p>(サ)・(シ) (略)</p> <p>(ス) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(セ) 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>(追加)</p> <p>(ソ) (略)</p> <p>(タ) (略)</p> <p>(チ) (追加)</p> <p>(ツ) 市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	県地域防災計画の反映
213				

頁	内容	新	旧	修正理由																														
214		<p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>ア 避難所での配慮</p> <p>(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。</p> <p><u>通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。</u></p> <p>(イ) <u>高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保健医療体制の構築に努める。</u></p> <p>(オ) <u>県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA-T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</u></p> <p>イ 福祉避難所の開設</p> <p>(イ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置<u>するとともに、妊産婦や乳幼児等にも配慮した</u>資機材等を配備する。</p>	<p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>ア 避難所での配慮</p> <p>(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) <u>要配慮者のニーズに応じて、生活や健康状態に影響の少ないスペースの確保に努める。</u></p> <p><u>例) トイレに近い場所や通路や廊下等に出やすい場所、おむつ交換のできる場所、個室など</u></p> <p>(オ) <u>通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。</u></p> <p>イ 福祉避難所の開設</p> <p>(イ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。</p>																															
216		<p>4 業務の内容</p> <p>(4) 避難所開設後の業務</p> <p>ア 地震発生後 24 時間以内の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 避難者の状況把握（～6時間）</p> <p>ア 避難者数・ニーズの把握及び報告</p> <p>イ 避難所備蓄物資の提供</p> <p><u>ウ 事前に作成した避難所レイアウトに沿って避難者を誘導</u></p> <p>3 外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ等の設置</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>4 (略)</p> </td> <td> <p>(略)</p> <p>避難者</p> <p>県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会</p> <p>保健所、消防本部</p> <p>保健所、福祉施設</p> </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ等の手配</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p> </td> <td> <p>市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 地震発生後 3 日目以内の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>避難所の拡張・充実</p> <p>ア 屋外避難者へのテント等提供</p> <p>イ 避難所環境の改善（<u>避難所開設時からパーティション、段ボールベッド等を設置</u>）</p> <p>ウ 避難者による自治組織編成</p> </td> <td> <p>県災対本部</p> <p>自治会、避難者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難者の状況把握（～6時間）</p> <p>ア 避難者数・ニーズの把握及び報告</p> <p>イ 避難所備蓄物資の提供</p> <p><u>ウ 事前に作成した避難所レイアウトに沿って避難者を誘導</u></p> <p>3 外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ等の設置</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>避難者</p> <p>県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会</p> <p>保健所、消防本部</p> <p>保健所、福祉施設</p>	県	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ等の手配</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等</p>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	<p>避難所の拡張・充実</p> <p>ア 屋外避難者へのテント等提供</p> <p>イ 避難所環境の改善（<u>避難所開設時からパーティション、段ボールベッド等を設置</u>）</p> <p>ウ 避難者による自治組織編成</p>	<p>県災対本部</p> <p>自治会、避難者</p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(4) 避難所開設後の業務</p> <p>ア 地震発生後 24 時間以内の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 避難者の状況把握（～6時間）</p> <p>ア 避難者数・ニーズの把握及び報告</p> <p>イ 避難所備蓄物資の提供</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ<u>(追加)</u>設置</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>4 (略)</p> </td> <td> <p>(略)</p> <p>避難者</p> <p>県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会</p> <p>保健所、消防本部</p> <p>保健所、福祉施設</p> </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ<u>(追加)</u>の手配</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p> </td> <td> <p>市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 地震発生後 3 日目以内の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>避難所の拡張・充実</p> <p>ア 屋外避難者へのテント等提供</p> <p>イ 避難所環境の改善（<u>緩衝材、パーティション等設置</u>）</p> <p>ウ 避難者による自治組織編成</p> </td> <td> <p>県災対本部</p> <p>自治会、避難者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難者の状況把握（～6時間）</p> <p>ア 避難者数・ニーズの把握及び報告</p> <p>イ 避難所備蓄物資の提供</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ<u>(追加)</u>設置</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>避難者</p> <p>県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会</p> <p>保健所、消防本部</p> <p>保健所、福祉施設</p>	県	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ<u>(追加)</u>の手配</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等</p>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	<p>避難所の拡張・充実</p> <p>ア 屋外避難者へのテント等提供</p> <p>イ 避難所環境の改善（<u>緩衝材、パーティション等設置</u>）</p> <p>ウ 避難者による自治組織編成</p>	<p>県災対本部</p> <p>自治会、避難者</p>	
実施主体	対 策	協力依頼先																																
市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難者の状況把握（～6時間）</p> <p>ア 避難者数・ニーズの把握及び報告</p> <p>イ 避難所備蓄物資の提供</p> <p><u>ウ 事前に作成した避難所レイアウトに沿って避難者を誘導</u></p> <p>3 外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ等の設置</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>避難者</p> <p>県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会</p> <p>保健所、消防本部</p> <p>保健所、福祉施設</p>																																
県	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ等の手配</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等</p>																																
実施主体	対 策	協力依頼先																																
市	<p>避難所の拡張・充実</p> <p>ア 屋外避難者へのテント等提供</p> <p>イ 避難所環境の改善（<u>避難所開設時からパーティション、段ボールベッド等を設置</u>）</p> <p>ウ 避難者による自治組織編成</p>	<p>県災対本部</p> <p>自治会、避難者</p>																																
実施主体	対 策	協力依頼先																																
市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難者の状況把握（～6時間）</p> <p>ア 避難者数・ニーズの把握及び報告</p> <p>イ 避難所備蓄物資の提供</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ<u>(追加)</u>設置</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>避難者</p> <p>県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会</p> <p>保健所、消防本部</p> <p>保健所、福祉施設</p>																																
県	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所運営の応援（～12時間）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮設トイレ<u>(追加)</u>の手配</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等</p>																																
実施主体	対 策	協力依頼先																																
市	<p>避難所の拡張・充実</p> <p>ア 屋外避難者へのテント等提供</p> <p>イ 避難所環境の改善（<u>緩衝材、パーティション等設置</u>）</p> <p>ウ 避難者による自治組織編成</p>	<p>県災対本部</p> <p>自治会、避難者</p>																																
217																																		

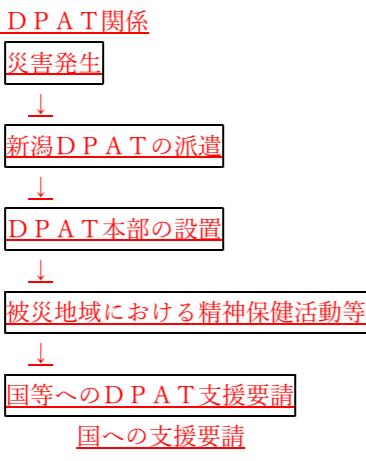
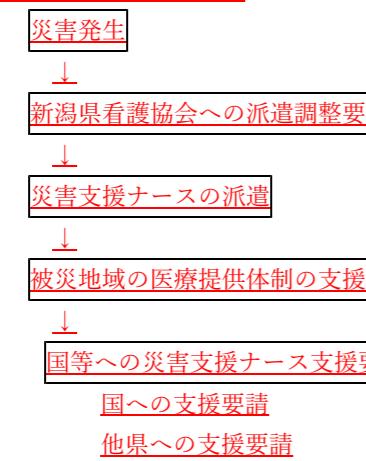
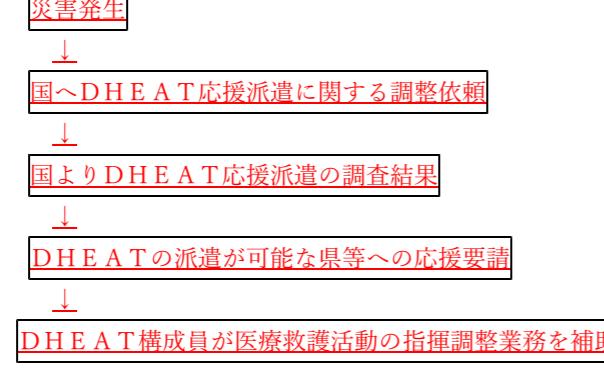
頁	内容	新	旧	修正理由																
219	避難所外 避難者の 支援計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、<u>ボランティアやNPO、民間支援団体等の</u>関係機関に支援を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、</u>指定避難所外に避難した<u>(削除) 要配慮者</u>は、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>在宅避難者等の支援拠点への対応</u></p> <p><u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>(7) <u>車中泊避難を行うためのスペースへの対応</u></p> <p><u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(追加) 指定避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																
222	自衛隊の 災害派遣 計画	<p>3 自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(3) 県の自衛隊災害派遣担当窓口</p> <table border="1"> <tr> <td>担当窓口</td> <td>新潟県防災局危機対策課<u>災害対策係</u></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1</td> </tr> <tr> <td>NTT回線</td> <td>TEL: 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL: 025-282-1638 (直通) FAX: 025-282-1640</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>8-40120- (6434・6435・6436) FAX: 8-401-881</td> </tr> </table>	担当窓口	新潟県防災局危機対策課 <u>災害対策係</u>	住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	NTT回線	TEL: 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL: 025-282-1638 (直通) FAX: 025-282-1640	地域衛星通信ネットワーク	8-40120- (6434・6435・6436) FAX: 8-401-881	<p>3 自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(3) 県の自衛隊災害派遣担当窓口</p> <table border="1"> <tr> <td>担当窓口</td> <td>新潟県防災局危機対策課<u>危機対策第1</u></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1</td> </tr> <tr> <td>NTT回線</td> <td>TEL: 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL: 025-282-1638 (直通) FAX: 025-282-1640</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>8-40120- (6434・6435・6436) FAX: 8-401-881</td> </tr> </table>	担当窓口	新潟県防災局危機対策課 <u>危機対策第1</u>	住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	NTT回線	TEL: 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL: 025-282-1638 (直通) FAX: 025-282-1640	地域衛星通信ネットワーク	8-40120- (6434・6435・6436) FAX: 8-401-881	県の組織改正による修正
担当窓口	新潟県防災局危機対策課 <u>災害対策係</u>																			
住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1																			
NTT回線	TEL: 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL: 025-282-1638 (直通) FAX: 025-282-1640																			
地域衛星通信ネットワーク	8-40120- (6434・6435・6436) FAX: 8-401-881																			
担当窓口	新潟県防災局危機対策課 <u>危機対策第1</u>																			
住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1																			
NTT回線	TEL: 025-285-5511 (代表) 内線 6434・6435・6436 TEL: 025-282-1638 (直通) FAX: 025-282-1640																			
地域衛星通信ネットワーク	8-40120- (6434・6435・6436) FAX: 8-401-881																			

頁	内容	新	旧	修正理由
227	輸送計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、国、県、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、<u>総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保する。</u></p> <p><u>(ウ) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。</u></p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保する。</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p><u>(オ) 災害発生の初期からヘリコプター等を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。</u></p> <p><u>(カ) 離島等において輸送手段の確保が困難な場合は、船舶等による輸送手段を確保する。</u></p> <p><u>(キ) (略)</u></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、国、県、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、<u>(追加) 陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) (追加)</u></p> <p><u>(ウ) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。</u></p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) (追加)</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p><u>(オ) 災害発生の初期からヘリコプター <u>(追加)</u> を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。</u></p> <p><u>(カ) (追加)</u></p> <p><u>(キ) (略)</u></p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>
230		<p>実施主体</p> <p>対 策</p> <p>協力依頼先</p> <p>県</p> <p>・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p> <p><u>・トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送手段を確保する。</u></p>	<p>実施主体</p> <p>対 策</p> <p>協力依頼先</p> <p>県</p> <p>・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
231		<p>(5) 応援要請</p> <p>実施主体</p> <p>対 策</p> <p>協力依頼先</p> <p>県</p> <p>1 市からの応援要請に基づき、(公社)県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。</p> <p>2 ヘリコプター、<u>船舶等</u>を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部、他都道府県等のヘリコプター、<u>船舶等</u>保有機関に応援を要請する。</p> <p>3 ヘリコプター、<u>船舶等</u>を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。</p>	<p>実施主体</p> <p>対 策</p> <p>協力依頼先</p> <p>県</p> <p>1 市からの応援要請に基づき、(公社)県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。</p> <p>2 ヘリコプター <u>(追加)</u> を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター <u>(追加)</u> 保有機関に応援を要請する。</p> <p>3 ヘリコプター <u>(追加)</u> を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。</p>	

頁	内容	新	旧	修正理由												
238	警備・保安及び交通規制計画	<p>4 県警察における警備活動</p> <p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ク 地域安全活動の推進</p> <p>(カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び市・県、<u>日本赤十字社</u>その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。</p>	<p>4 県警察における警備活動</p> <p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ク 地域安全活動の推進</p> <p>(カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び市・県、<u>日赤</u>その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。</p>	県地域防災計画の反映												
239		<p>6 道路交通対策</p> <p>(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>ア 緊急通行車両の<u>対象</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 消防、水防 <u>(削除)</u> その他の応急措置に関するもの</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>(削除)</u> 施設及び設備の応急の復旧に関するもの</p> <p>(カ) <u>廃棄物の処理及び</u>清掃、防疫その他の<u>生活環境の保全及び公衆衛生</u>に関するもの</p> <p>(キ) 犯罪の予防、交通<u>の</u>規制その他<u>災害地</u>における社会秩序の維持に関するもの</p> <p>イ 規制除外車両の<u>対象</u></p> <p>民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、<u>(削除)</u>次の業務に従事する車両を<u>(削除)</u>対象とする。</p> <p>なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(被災地における交通容量の復旧に応じて、前記(ア)～(エ)以外にも対象の範囲を拡大する場合があります。)</u></p> <p>ウ 確認手続等の実施者</p> <p>エ 確認手続等の実施要領</p> <p><u>(ア) 緊急通行車両の確認手続</u></p> <p><u>(イ) 規則除外車両の確認手続等</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>6 道路交通対策</p> <p>(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>ア 緊急通行車両の<u>対象</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 消防、水防、<u>道路維持、電気・ガス・水道</u>その他の応急措置に関するもの</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>被災地の</u>施設及び設備の応急の復旧に関するもの</p> <p>(カ) <u>(追加)</u>清掃、防疫その他の<u>保健衛生</u>に関するもの</p> <p>(キ) 犯罪の予防、交通<u>(追加)</u>規制その他<u>被災地</u>における社会秩序の維持に関するもの</p> <p>イ 規制除外車両の確認範囲</p> <p>民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。</p> <p>なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 燃料を輸送する車両 (タンクローリー)</p> <p>(カ) 路線バス・高速バス</p> <p>(キ) 霊柩車</p> <p>(ク) 一定の物資 (被災地への必要物資等) を輸送する大型貨物自動車</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ 確認事務の実施区分等</p> <p>エ 緊急通行車両の事前確認届出</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付</p>													
240		<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 初期消火</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民等</td> <td> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの</u>二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p> </td> <td>消防本部、市(消防団)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの</u>二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 初期消火</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民等</td> <td> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、<u>ガスの元栓を閉める</u>など、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p> </td> <td>消防本部、市(消防団)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、<u>ガスの元栓を閉める</u>など、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)	県地域防災計画の反映
実施主体	対 策	協力依頼先														
市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの</u>二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)														
実施主体	対 策	協力依頼先														
市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、<u>ガスの元栓を閉める</u>など、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)														
247	消火活動計画	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 初期消火</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民等</td> <td> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの</u>二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p> </td> <td>消防本部、市(消防団)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの</u>二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 初期消火</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民等</td> <td> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、<u>ガスの元栓を閉める</u>など、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p> </td> <td>消防本部、市(消防団)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、<u>ガスの元栓を閉める</u>など、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)	県地域防災計画の反映
実施主体	対 策	協力依頼先														
市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの</u>二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)														
実施主体	対 策	協力依頼先														
市民等	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電気のブレーカーを切るとともに、<u>ガスの元栓を閉める</u>など、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ・エ (略)</p>	消防本部、市(消防団)														

頁	内容	新	旧	修正理由																								
254	救急・救助活動計画	<p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>・<a href="#">広域災害救急医療情報</a>システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。</td> <td>県地域医療政策課、医療機関、医師会等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1・2 (略) 3 県（福祉保健部）は、<a href="#">広域災害救急医療情報</a>システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。</td> <td>消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	要請等連絡先	消防本部	・ <a href="#">広域災害救急医療情報</a> システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等	実施主体	対 策	要請等連絡先	県	1・2 (略) 3 県（福祉保健部）は、 <a href="#">広域災害救急医療情報</a> システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部	<p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>・<a href="#">新潟県救急医療情報</a>システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。</td> <td>県地域医療政策課、医療機関、医師会等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1・2 (略) 3 県（福祉保健部）は、<a href="#">新潟県救急医療情報</a>システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。</td> <td>消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	要請等連絡先	消防本部	・ <a href="#">新潟県救急医療情報</a> システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等	実施主体	対 策	要請等連絡先	県	1・2 (略) 3 県（福祉保健部）は、 <a href="#">新潟県救急医療情報</a> システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部	県地域防災計画の反映
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
消防本部	・ <a href="#">広域災害救急医療情報</a> システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等																										
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
県	1・2 (略) 3 県（福祉保健部）は、 <a href="#">広域災害救急医療情報</a> システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部																										
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
消防本部	・ <a href="#">新潟県救急医療情報</a> システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等																										
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
県	1・2 (略) 3 県（福祉保健部）は、 <a href="#">新潟県救急医療情報</a> システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部																										
257		<p>(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、<a href="#">輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</a></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	要請等連絡先	県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</a>		<p>(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、<a href="#">(追加)災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</a> また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	要請等連絡先	県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">(追加)災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</a> また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。														
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</a>																											
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">(追加)災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</a> また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。																											
258		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、<a href="#">輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</a> 4・5 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	要請等連絡先	県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</a> 4・5 (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>要請等連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、<a href="#">(追加)災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</a> また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	要請等連絡先	県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">(追加)災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</a> また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。														
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</a> 4・5 (略)																											
実施主体	対 策	要請等連絡先																										
県	1・2 (略) 3 県災害対策本部統括調整部は、 <a href="#">(追加)災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</a> また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。																											
259	医療救護活動計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) 県は、新潟大学医歯学総合病院等関係機関と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院等関係機関が透析医療機関の患者受入を調整する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 医療機関等の責務</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) <a href="#">新潟D P A T登録医療機関は、県からの要請により、D P A Tを派遣し、被災地域の医療提供体制を支援する。</a></p> <p>(オ) <a href="#">新潟県看護協会は、県からの要請により、災害支援ナースの派遣を調整し、被災地域の医療提供体制を支援する。</a></p> <p>(カ) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) 県は、新潟大学医歯学総合病院<a href="#">(追加)</a>と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院<a href="#">(追加)</a>が透析医療機関の患者受入を調整する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 医療機関等の責務</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><a href="#">(追加)</a></p> <p><a href="#">(追加)</a></p> <p>(イ)</p>	県地域防災計画の反映																								

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																										
260		<p>(イ) (略) (カ) (略)</p> <p>(3) 活動の調整（主に県が行う） ア 県災害対策本部 県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、<u>新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会</u>等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p>	<p>(オ) (カ)</p> <p>(3) 活動の調整（主に県が行う） ア 県災害対策本部 県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会<u>（追加）</u>等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有したうえで、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p>																																																																																											
261		<p>2 情報の流れ (1) 被災地から</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者</th> <th>→ 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>市、医療機関</u></td> <td><u>県障害福祉課</u></td> <td><u>○新潟D P A T派遣要請</u></td> </tr> <tr> <td><u>市、医療機関</u></td> <td><u>県医師・看護職員確保対策課</u></td> <td><u>○災害支援ナース派遣要請</u></td> </tr> <tr> <td>市、消防本部、医療機関</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>病院、透析実施機関</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診療所（透析実施期間を除く）</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田保健所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネートチーム</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県障害福祉課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>県医師・看護職員確保対策課</u></td> <td><u>厚生労働省、他の都道府県</u></td> <td><u>○県外災害支援ナースの派遣要請</u></td> </tr> <tr> <td>県福祉保健総務課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容	市	(略)	(略)	市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）	(略)	(略)	<u>市、医療機関</u>	<u>県障害福祉課</u>	<u>○新潟D P A T派遣要請</u>	<u>市、医療機関</u>	<u>県医師・看護職員確保対策課</u>	<u>○災害支援ナース派遣要請</u>	市、消防本部、医療機関	(略)	(略)	病院、透析実施機関	(略)	(略)	診療所（透析実施期間を除く）	(略)		新発田保健所	(略)	(略)	災害医療コーディネートチーム	(略)	(略)	災害医療コーディネーター	(略)	(略)	県地域医療政策課	(略)	(略)	県障害福祉課	(略)	(略)	<u>県医師・看護職員確保対策課</u>	<u>厚生労働省、他の都道府県</u>	<u>○県外災害支援ナースの派遣要請</u>	県福祉保健総務課	(略)	(略)	<p>2 情報の流れ (1) 被災地から</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者</th> <th>→ 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>市、消防本部、医療機関</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>病院、透析実施機関</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診療所（透析実施期間を除く）</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田保健所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネートチーム</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県障害福祉課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>県福祉保健総務課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容	市	(略)	(略)	市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	市、消防本部、医療機関	(略)	(略)	病院、透析実施機関	(略)	(略)	診療所（透析実施期間を除く）	(略)		新発田保健所	(略)	(略)	災害医療コーディネートチーム	(略)	(略)	災害医療コーディネーター	(略)	(略)	県地域医療政策課	(略)	(略)	県障害福祉課	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	県福祉保健総務課	(略)	(略)	
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容																																																																																												
市	(略)	(略)																																																																																												
市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）	(略)	(略)																																																																																												
<u>市、医療機関</u>	<u>県障害福祉課</u>	<u>○新潟D P A T派遣要請</u>																																																																																												
<u>市、医療機関</u>	<u>県医師・看護職員確保対策課</u>	<u>○災害支援ナース派遣要請</u>																																																																																												
市、消防本部、医療機関	(略)	(略)																																																																																												
病院、透析実施機関	(略)	(略)																																																																																												
診療所（透析実施期間を除く）	(略)																																																																																													
新発田保健所	(略)	(略)																																																																																												
災害医療コーディネートチーム	(略)	(略)																																																																																												
災害医療コーディネーター	(略)	(略)																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
県障害福祉課	(略)	(略)																																																																																												
<u>県医師・看護職員確保対策課</u>	<u>厚生労働省、他の都道府県</u>	<u>○県外災害支援ナースの派遣要請</u>																																																																																												
県福祉保健総務課	(略)	(略)																																																																																												
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容																																																																																												
市	(略)	(略)																																																																																												
市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）	(略)	(略)																																																																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																												
市、消防本部、医療機関	(略)	(略)																																																																																												
病院、透析実施機関	(略)	(略)																																																																																												
診療所（透析実施期間を除く）	(略)																																																																																													
新発田保健所	(略)	(略)																																																																																												
災害医療コーディネートチーム	(略)	(略)																																																																																												
災害医療コーディネーター	(略)	(略)																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
県障害福祉課	(略)	(略)																																																																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																												
県福祉保健総務課	(略)	(略)																																																																																												
262		<p>(2) 被災地へ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者</th> <th>→ 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新発田保健所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県障害福祉課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>県医師・看護職員確保対策課</u></td> <td><u>市、保健所、医療機関</u></td> <td><u>○災害支援ナースの派遣</u></td> </tr> <tr> <td>他の都道府県、厚生労働省</td> <td>県地域医療政策課 県障害福祉課 <u>県医師・看護職員確保対策課</u></td> <td>○県外DMA Tの派遣 ○県外D P A Tの派遣 <u>○災害支援ナースの派遣</u> ○医療救護に関する応援</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容	県地域医療政策課	(略)	(略)	県地域医療政策課	(略)	(略)	新発田保健所	(略)	(略)	医師会		(略)	県地域医療政策課	(略)	(略)	県障害福祉課	(略)	(略)	<u>県医師・看護職員確保対策課</u>	<u>市、保健所、医療機関</u>	<u>○災害支援ナースの派遣</u>	他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課 <u>県医師・看護職員確保対策課</u>	○県外DMA Tの派遣 ○県外D P A Tの派遣 <u>○災害支援ナースの派遣</u> ○医療救護に関する応援	<p>(2) 被災地へ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者</th> <th>→ 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新発田保健所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県地域医療政策課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県障害福祉課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>他の都道府県、厚生労働省</td> <td>県地域医療政策課 県障害福祉課 <u>(追加)</u></td> <td>○県外DMA Tの派遣 ○県外D P A Tの派遣 <u>(追加)</u> ○医療救護に関する応援</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容	県地域医療政策課	(略)	(略)	県地域医療政策課	(略)	(略)	新発田保健所	(略)	(略)	医師会		(略)	県地域医療政策課	(略)	(略)	県障害福祉課	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課 <u>(追加)</u>	○県外DMA Tの派遣 ○県外D P A Tの派遣 <u>(追加)</u> ○医療救護に関する応援																																					
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
新発田保健所	(略)	(略)																																																																																												
医師会		(略)																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
県障害福祉課	(略)	(略)																																																																																												
<u>県医師・看護職員確保対策課</u>	<u>市、保健所、医療機関</u>	<u>○災害支援ナースの派遣</u>																																																																																												
他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課 <u>県医師・看護職員確保対策課</u>	○県外DMA Tの派遣 ○県外D P A Tの派遣 <u>○災害支援ナースの派遣</u> ○医療救護に関する応援																																																																																												
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
新発田保健所	(略)	(略)																																																																																												
医師会		(略)																																																																																												
県地域医療政策課	(略)	(略)																																																																																												
県障害福祉課	(略)	(略)																																																																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																												
他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課 <u>(追加)</u>	○県外DMA Tの派遣 ○県外D P A Tの派遣 <u>(追加)</u> ○医療救護に関する応援																																																																																												

頁	内容	新	旧	修正理由
262		<p>厚生労働省、D H E A T の派遣が可能な県等 (略) (略)</p> <p>3 業務の体系  (1)・(2) (略)  <u>(3) D P A T 関係</u>    (4) 災害支援ナース関係    (5) D H E A T 関係  </p>	<p>厚生労働省、D H E A T の派遣が可能な県等 (略) (略)</p> <p>3 業務の体系  (1)・(2) (略)  <u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由												
264	4 業務の内容 (2) 医療救護活動関係 (D M A T 関係を除く) ア 被災状況把握	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院等関係機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</li> <li>ア 施設・設備の被害状況</li> <li>イ 負傷者等の状況</li> <li>ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）</li> <li>エ 医療従事者の確保状況</li> <li>オ 医療資器材等の需給状況</li> </ul> </td> <td>病院、透析実施機関</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</li> <li>ア 施設・設備の被害状況</li> <li>イ 負傷者等の状況</li> <li>ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）</li> <li>エ 医療従事者の確保状況</li> <li>オ 医療資器材等の需給状況</li> </ul>	病院、透析実施機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院(追加)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</li> <li>ア 施設・設備の被害状況</li> <li>イ 負傷者等の状況</li> <li>ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）</li> <li>エ 医療従事者の確保状況</li> <li>オ 医療資器材等の需給状況</li> </ul> </td> <td>病院、透析実施機関</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</li> <li>ア 施設・設備の被害状況</li> <li>イ 負傷者等の状況</li> <li>ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）</li> <li>エ 医療従事者の確保状況</li> <li>オ 医療資器材等の需給状況</li> </ul>	病院、透析実施機関	
実施主体	対 策	協力依頼先														
県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</li> <li>ア 施設・設備の被害状況</li> <li>イ 負傷者等の状況</li> <li>ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）</li> <li>エ 医療従事者の確保状況</li> <li>オ 医療資器材等の需給状況</li> </ul>	病院、透析実施機関														
実施主体	対 策	協力依頼先														
県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。</li> <li>ア 施設・設備の被害状況</li> <li>イ 負傷者等の状況</li> <li>ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）</li> <li>エ 医療従事者の確保状況</li> <li>オ 医療資器材等の需給状況</li> </ul>	病院、透析実施機関														
268	(3) D P A T 関係 イ D P A T 本部の設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県障害福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する全てのD P A T を指揮するD P A T 調整本部を設置する。</li> </ul> </td> <td>D P A T 統括者 日本D P A T 医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する全てのD P A T を指揮するD P A T 調整本部を設置する。</li> </ul>	D P A T 統括者 日本D P A T 医療機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県障害福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する全てのD P A T を指揮するD P A T 調整本部を設置する。</li> </ul> </td> <td>D M A T 統括者 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する全てのD P A T を指揮するD P A T 調整本部を設置する。</li> </ul>	D M A T 統括者 (追加)	
実施主体	対 策	協力依頼先														
県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する全てのD P A T を指揮するD P A T 調整本部を設置する。</li> </ul>	D P A T 統括者 日本D P A T 医療機関														
実施主体	対 策	協力依頼先														
県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で活動する全てのD P A T を指揮するD P A T 調整本部を設置する。</li> </ul>	D M A T 統括者 (追加)														
	(4) 災害支援ナース ア 災害支援ナースの派遣	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県医師・看護職員確保対策課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域において看護支援の需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省からの要請を受け、災害支援ナースの派遣を決定する。</li> </ul> </td> <td>県看護協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県医師・看護職員確保対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域において看護支援の需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省からの要請を受け、災害支援ナースの派遣を決定する。</li> </ul>	県看護協会	(追加)							
実施主体	対 策	協力依頼先														
県医師・看護職員確保対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域において看護支援の需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省からの要請を受け、災害支援ナースの派遣を決定する。</li> </ul>	県看護協会														
	イ 災害支援ナースの派遣調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県看護協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内医療機関に対して、災害支援ナースの派遣を要請し、派遣チームを調整する。</li> </ul> </td> <td>医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内医療機関に対して、災害支援ナースの派遣を要請し、派遣チームを調整する。</li> </ul>	医療機関								
実施主体	対 策	協力依頼先														
県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内医療機関に対して、災害支援ナースの派遣を要請し、派遣チームを調整する。</li> </ul>	医療機関														
	ウ 被災地域における災害支援ナースの活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害支援ナース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域の医療機関や市が設置する避難所等において看護活動を行う。</li> </ul> </td> <td>県、厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	災害支援ナース	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域の医療機関や市が設置する避難所等において看護活動を行う。</li> </ul>	県、厚生労働省								
実施主体	対 策	協力依頼先														
災害支援ナース	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域の医療機関や市が設置する避難所等において看護活動を行う。</li> </ul>	県、厚生労働省														
	エ 国等への災害支援ナース支援要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県医師・看護職員確保対策課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外災害支援ナースの派遣を要請する。</li> </ul> </td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県医師・看護職員確保対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外災害支援ナースの派遣を要請する。</li> </ul>	厚生労働省								
実施主体	対 策	協力依頼先														
県医師・看護職員確保対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外災害支援ナースの派遣を要請する。</li> </ul>	厚生労働省														
269	(5) D H E A T 関係		(4) D H E A T 関係													

頁	内容	新	旧	修正理由								
270	防疫及び 保健衛生 計画	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア～ウ (略) <u>エ 市及び県の責務</u> <u>市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請する。</u></p>	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア～ウ (略) <u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映								
271	4 業務の内容 (1) 保健衛生対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、新発田地域振興局</td> <td> <p>1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>管理</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ～ウ (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>管理</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ (略)</p> <p>3 (略)</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p>	実施主体	対 策	県、新発田地域振興局	<p>1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>管理</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ～ウ (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>管理</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、新発田地域振興局</td> <td> <p>1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>(追加)</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ～ウ (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>(追加)</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ (略)</p> <p>3 (略)</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p>	実施主体	対 策	県、新発田地域振興局	<p>1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>(追加)</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ～ウ (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>(追加)</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ (略)</p> <p>3 (略)</p>	
実施主体	対 策											
県、新発田地域振興局	<p>1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>管理</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ～ウ (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>管理</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ (略)</p> <p>3 (略)</p>											
実施主体	対 策											
県、新発田地域振興局	<p>1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>(追加)</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ～ウ (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、<u>(追加)</u>栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ (略)</p> <p>3 (略)</p>											
274	(4) 栄養指導対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新発田地域振興局</td> <td> <p>1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ<u>管理</u>栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p> </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	新発田地域振興局	<p>1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ<u>管理</u>栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新発田地域振興局</td> <td> <p>1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ<u>(追加)</u>栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p> </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	新発田地域振興局	<p>1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ<u>(追加)</u>栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p>	
実施主体	対 策											
新発田地域振興局	<p>1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ<u>管理</u>栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p>											
実施主体	対 策											
新発田地域振興局	<p>1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ<u>(追加)</u>栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施</p>											
276	こころの ケア対策 計画	<p>1 計画の方針 (1) (略) (2) 各主体の責務 ウ 県の責務 (ア) (略) <u>(イ) 被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、D P A T の派遣が必要と判断した場合、日本D P A T の派遣を要請する。</u> (ウ) (略) (エ) (略) (オ) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1 計画の方針 (1) (略) (2) 各主体の責務 ウ 県の責務 (ア) (略) <u>(追加)</u> (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	県地域防災計画の反映								
277	(4) 達成目標	<p>ア 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね 48 時間以内に活動できる<u>日本D P A T</u>において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。</p> <p>イ <u>日本D P A T</u>の後に中長期に渡り活動するD P A Tにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。</p>	<p>ア 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね 48 時間以内に活動できる<u>D P A T 先遣隊</u>において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。</p> <p>イ <u>先遣隊</u>の後に中長期に渡り活動するD P A Tにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。</p>									

頁	内容	新	旧	修正理由												
285	廃棄物の処理計画	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 災害がれき処理の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>対 策</th><th>協力依頼先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td><td>・県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応間マニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	自衛隊	・県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応間マニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 災害がれき処理の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>対 策</th><th>協力依頼先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td><td>・県からの要請(追加)に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	自衛隊	・県からの要請(追加)に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。		県地域防災計画の反映
実施主体	対 策	協力依頼先														
自衛隊	・県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応間マニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。															
実施主体	対 策	協力依頼先														
自衛隊	・県からの要請(追加)に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。															
286	トイレ対策計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>ア トイレ利用の確保</p> <p>トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地震後 ～1日目程度</td><td>○企業・団体から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫）</td></tr> <tr> <td>地震後 12時間～2日目程度</td><td>○企業・団体から仮設等トイレを調達（県外流通在庫）</td></tr> </tbody> </table>	地震後 ～1日目程度	○企業・団体から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫）	地震後 12時間～2日目程度	○企業・団体から仮設等トイレを調達（県外流通在庫）	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>ア トイレ利用の確保</p> <p>トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地震後 ～1日目程度</td><td>○企業・団体から仮設トイレ(追加)を調達（県内流通在庫）</td></tr> <tr> <td>地震後 12時間～2日目程度</td><td>○企業・団体から仮設(追加)トイレを調達（県外流通在庫）</td></tr> </tbody> </table>	地震後 ～1日目程度	○企業・団体から仮設トイレ(追加)を調達（県内流通在庫）	地震後 12時間～2日目程度	○企業・団体から仮設(追加)トイレを調達（県外流通在庫）	県地域防災計画の反映				
地震後 ～1日目程度	○企業・団体から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫）															
地震後 12時間～2日目程度	○企業・団体から仮設等トイレを調達（県外流通在庫）															
地震後 ～1日目程度	○企業・団体から仮設トイレ(追加)を調達（県内流通在庫）															
地震後 12時間～2日目程度	○企業・団体から仮設(追加)トイレを調達（県外流通在庫）															
287		<p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 市は、スフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、女性用と男性用トイレの比率は3：1、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、トイレの個数を確保する。</p> <p>キ 市は、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</p>	<p>(5) 快適な利用の確保</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>													
288		<p>4 トイレの調達</p> <p>(2) 仮設トイレ（レンタル）等及びトイレ用品による対応</p>	<p>4 トイレの調達</p> <p>(2) 仮設トイレ（レンタル）(追加)及びトイレ用品による対応</p>													
291	食料・生活必需品等供給計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、被災者及び災害応急従事者等に対し、主要食料・副食及び生活必需品等を供給する必要が生じたときは、県及び災害救援協定企業、民間事業者、防災関係機関等との相互連携により、流通在庫等を確保し、速やかに供給する。</p> <p>また、地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。</p> <p>なお、交通の途絶等により地域が孤立した場合には、緊急輸送等により物資等が提供されるよう努める。</p> <p>さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市民の責務</p> <p>市民は、地震発生から「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、被災者及び災害応急従事者等に対し、主要食料・副食及び生活必需品等を供給する必要が生じたときは、県及び災害救援協定企業、民間事業者、防災関係機関等との相互連携により、流通在庫等を確保し、速やかに供給する。</p> <p>また、地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。</p> <p>(追加)</p> <p>さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市民の責務</p> <p>市民は、地震発生から(流通機構の復活が見込まれる)3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。</p>	県地域防災計画の反映												

頁	内容	新	旧	修正理由																		
299	8 業務の内容 (7) 義援物資の配布	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 受入れ物資を配布する。 2 <u>被災地ニーズを遂次把握する。</u></td> <td>ボランティアセンター、自治会等、<u>新潟県倉庫協会</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 <u>物資が過剰とならないよう、市が把握した被災地ニーズを県ホームページや報道機関等を通じて情報を発信する。</u> 3 <u>県トラック協会</u>に輸送を依頼する。</td> <td>報道機関、(公社)新潟県トラック協会 <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	1 受入れ物資を配布する。 2 <u>被災地ニーズを遂次把握する。</u>	ボランティアセンター、自治会等、 <u>新潟県倉庫協会</u>	県	1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 <u>物資が過剰とならないよう、市が把握した被災地ニーズを県ホームページや報道機関等を通じて情報を発信する。</u> 3 <u>県トラック協会</u> に輸送を依頼する。	報道機関、(公社)新潟県トラック協会 <u>(削除)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 受入れ物資を配布する。 2 <u>物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。</u></td> <td>ボランティアセンター、自治会等、<u>報道機関</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 <u>県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。</u> 3 <u>自衛隊等に輸送を依頼する。</u></td> <td>自衛隊、(公社)新潟県トラック協会、<u>新潟県倉庫協会</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	1 受入れ物資を配布する。 2 <u>物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。</u>	ボランティアセンター、自治会等、 <u>報道機関</u>	県	1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 <u>県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。</u> 3 <u>自衛隊等に輸送を依頼する。</u>	自衛隊、(公社)新潟県トラック協会、 <u>新潟県倉庫協会</u>	
実施主体	対 策	協力依頼先																				
市	1 受入れ物資を配布する。 2 <u>被災地ニーズを遂次把握する。</u>	ボランティアセンター、自治会等、 <u>新潟県倉庫協会</u>																				
県	1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 <u>物資が過剰とならないよう、市が把握した被災地ニーズを県ホームページや報道機関等を通じて情報を発信する。</u> 3 <u>県トラック協会</u> に輸送を依頼する。	報道機関、(公社)新潟県トラック協会 <u>(削除)</u>																				
実施主体	対 策	協力依頼先																				
市	1 受入れ物資を配布する。 2 <u>物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。</u>	ボランティアセンター、自治会等、 <u>報道機関</u>																				
県	1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 <u>県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。</u> 3 <u>自衛隊等に輸送を依頼する。</u>	自衛隊、(公社)新潟県トラック協会、 <u>新潟県倉庫協会</u>																				
301	要配慮者の応急対策	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 市の責務 (オ) 外国人、視聴覚障がい者等に対して、<u>特性に配慮した</u>適切な情報提供<u>や避難施設の整備等の支援</u>を行う。 イ 県の責務 (ア) 市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、<u>DWAT</u>等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。 <u>災害の規模等必要に応じて、厚生労働省に対し、他の都道府県のDWATの派遣の調整を依頼する。</u></p>	<p>1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 市の責務 (オ) 外国人、視聴覚障がい者等に対して、<u>(追加)</u>適切な情報提供<u>(追加)</u>を行う。 イ 県の責務 (ア) 市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、<u>災害福祉支援チーム</u>等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。 <u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																		
302	2 情報の流れ (1) 被災地から	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者 → 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、<u>DWAT</u>等応援要請</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○<u>DWAT</u>派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	市	○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、 <u>DWAT</u> 等応援要請	県	○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○ <u>DWAT</u> 派遣要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者 → 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、<u>災害福祉支援チーム</u>等応援要請</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○<u>災害福祉支援チーム</u>派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	市	○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、 <u>災害福祉支援チーム</u> 等応援要請	県	○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○ <u>災害福祉支援チーム</u> 派遣要請							
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容																					
市	○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、 <u>DWAT</u> 等応援要請																					
県	○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○ <u>DWAT</u> 派遣要請																					
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容																					
市	○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、 <u>災害福祉支援チーム</u> 等応援要請																					
県	○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○ <u>災害福祉支援チーム</u> 派遣要請																					

頁	内容	新	旧	修正理由												
309	宅地等の 応急危険 度判定計 画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>エ 国土交通省の責務</p> <p>(ア) 国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>エ 国土交通省の責務</p> <p>(ア) 国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士(追加)等を調整し、併せて都道府県都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</p>	県地域防 災計画の 反映												
312		<p>4 業務の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</td> <td>他の都道府県都市再生機構等</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	国土交通省	1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	他の都道府県都市再生機構等	<p>4 業務の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士(追加)等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。</td> <td>他の都道府県都市再生機構等</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	国土交通省	1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士(追加)等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	他の都道府県都市再生機構等	
実施主体	対 策	協力依頼先														
国土交通省	1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	他の都道府県都市再生機構等														
実施主体	対 策	協力依頼先														
国土交通省	1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士(追加)等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。	他の都道府県都市再生機構等														
318	文化財応 急対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 文化財所有者及び責任管理者(以下、文化財所有者等)の責務</p> <p>(イ) 文化財所有者等は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じる。</p> <p>イ 市の責務</p> <p>市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。</p> <p>(3) 文化財の種別毎の対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者等は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品及び有形文化財</p> <p>文化財所有者等は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者等は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。</p> <p>市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財に被害が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力をを行う。</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p>地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、文化財所有者等と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 文化財所有者(追加)の責務</p> <p>(イ) 文化財所有者(追加)は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じる。</p> <p>イ 市の責務</p> <p>市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者(追加)や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。</p> <p>(3) 文化財の種別毎の対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者(追加)は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品及び有形文化財</p> <p>文化財所有者(追加)は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>ウ 史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者(追加)は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。</p> <p>市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財に被害が見られた場合には、(追加)所有者(追加)又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力をを行う。</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p>地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、(追加)所有者(追加)又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。</p>	県地域防 災計画の 反映												

頁	内容	新	旧	修正理由
319	(3) 文化財所有者等  3 市の役割 (1) 指定文化財への対策 ア 国及び県指定文化財 市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、 <u>文化財所有者等</u> に対する指導・助言の仲立ちをする。 イ 市指定文化財 文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて <u>文化財所有者等</u> からの相談や協力要請に応じる。  (2) 未指定文化財への対策 被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて <u>文化財所有者等</u> からの相談や協力要請に応じる。	(3) 文化財所有者及び管理責任者  3 市の役割 (1) 指定文化財への対策 ア 国及び県指定文化財 市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、 <u>(追加) 所有者又は管理責任者</u> に対する指導・助言の仲立ちをする。 イ 市指定文化財 文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて <u>(追加) 所有者・管理責任者</u> からの相談や協力要請に応じる。  (2) 未指定文化財への対策 被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて <u>(追加) 所有者等</u> からの相談や協力要請に応じる。		

頁	内容	新	旧	修正理由												
320	障害物の処理計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する<u>輸送路等</u>を確保する。</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 道路管理者等の責務</p> <p>(ア) 道路管理者等（市及び国、県及び東日本高速道路株）は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。</p> <p>特に、<u>道路啓開計画の対象路線（以下「啓開計画路線」という。）</u>については、最優先に実施する。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地震発生から 3 時間以内</td> <td>輸送路等の障害物情報収集</td> </tr> <tr> <td>地震発生から <u>24 時間～72 時間</u>以内</td> <td><u>啓開計画路線</u>の障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>地震発生から 24 時間以内</td> <td>その他の輸送路等の障害物の除去</td> </tr> </table>	地震発生から 3 時間以内	輸送路等の障害物情報収集	地震発生から <u>24 時間～72 時間</u> 以内	<u>啓開計画路線</u> の障害物の除去	地震発生から 24 時間以内	その他の輸送路等の障害物の除去	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する<u>緊急交通路</u>を確保する。</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 道路管理者等の責務</p> <p>(ア) 道路管理者等（市及び国、県及び東日本高速道路株）は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。</p> <p>特に、<u>緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）</u>については、最優先に実施する。</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地震発生から 3 時間以内</td> <td>輸送路等の障害物情報収集</td> </tr> <tr> <td>地震発生から <u>6</u>時間以内</td> <td><u>緊急輸送道路</u>の障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>地震発生から 24 時間以内</td> <td>その他の輸送路等の障害物の除去</td> </tr> </table>	地震発生から 3 時間以内	輸送路等の障害物情報収集	地震発生から <u>6</u> 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物の除去	地震発生から 24 時間以内	その他の輸送路等の障害物の除去	県地域防災計画の反映
地震発生から 3 時間以内	輸送路等の障害物情報収集															
地震発生から <u>24 時間～72 時間</u> 以内	<u>啓開計画路線</u> の障害物の除去															
地震発生から 24 時間以内	その他の輸送路等の障害物の除去															
地震発生から 3 時間以内	輸送路等の障害物情報収集															
地震発生から <u>6</u> 時間以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物の除去															
地震発生から 24 時間以内	その他の輸送路等の障害物の除去															
321		<p>3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）</p> <p>☆地震発生</p> <pre> graph TD     A[被災地における障害物の情報収集] --&gt; B[障害物処理計画の策定]     B --&gt; C[その他の輸送路等の障害物の除去]     A -.-&gt; C     style A fill:#e0f2e0     style B fill:#e0f2e0     style C fill:#e0f2e0     </pre> <p>3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）</p> <p>☆地震発生</p> <pre> graph TD     A[被災地における障害物の情報収集] --&gt; B[障害物処理計画の策定]     B --&gt; C[緊急交通路の障害物の除去]     A -.-&gt; C     style A fill:#e0f2e0     style B fill:#e0f2e0     style C fill:#e0f2e0     </pre>	<p>3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）</p> <p>☆地震発生</p> <pre> graph TD     A[被災地における障害物の情報収集] --&gt; B[障害物処理計画の策定]     B --&gt; C[その他の輸送路等の障害物の除去]     A -.-&gt; C     style A fill:#e0f2e0     style B fill:#e0f2e0     style C fill:#e0f2e0     </pre>													
322		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) <u>啓開計画路線</u>の障害物の撤去、その他の障害物の撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者等</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 特に、あらかじめ定められた<u>啓開計画路線</u>については、最優先に実施する。</p> <p>3 (略)</p> </td> <td>応援協定締結事業者等</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	道路管理者等	<p>1 (略)</p> <p>2 特に、あらかじめ定められた<u>啓開計画路線</u>については、最優先に実施する。</p> <p>3 (略)</p>	応援協定締結事業者等	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) <u>緊急輸送道路</u>上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者等</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 特に、あらかじめ定められた<u>緊急輸送道路</u>については、最優先に実施する。</p> <p>3 (略)</p> </td> <td>応援協定締結事業者等</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	道路管理者等	<p>1 (略)</p> <p>2 特に、あらかじめ定められた<u>緊急輸送道路</u>については、最優先に実施する。</p> <p>3 (略)</p>	応援協定締結事業者等	
実施主体	対 策	協力依頼先														
道路管理者等	<p>1 (略)</p> <p>2 特に、あらかじめ定められた<u>啓開計画路線</u>については、最優先に実施する。</p> <p>3 (略)</p>	応援協定締結事業者等														
実施主体	対 策	協力依頼先														
道路管理者等	<p>1 (略)</p> <p>2 特に、あらかじめ定められた<u>緊急輸送道路</u>については、最優先に実施する。</p> <p>3 (略)</p>	応援協定締結事業者等														

頁	内容	新	旧	修正理由																		
328	愛玩動物の保護対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(イ) 避難所を設置するに当たり、<u>愛玩動物を同行した避難者を適切に受け入れるとともに</u>動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p> <p>(ウ) <u>避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況把握に努め、県と協働し「動物救済本部」に対し、情報提供及び活動を支援する。</u></p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) <u>動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>(ウ) <u>危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(イ) 避難所を設置するに当たり、<u>(追加)</u>動物を同行した避難者を<u>(追加)</u>受け入れられる施設を設置するなど<u>住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに</u>、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p> <p>(ウ) <u>(追加)県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</u></p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) <u>危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</u></p> <p>(ウ) <u>動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p>	県地域防災計画の反映																		
330	4 業務の内容	動物同行避難者や被災したペットへの対応	4 業務の内容	動物同行避難者や被災したペットへの対応																		
331		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所でのペットの<u>状況等</u>について県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> </td> <td>県、動物救済本部</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>2 <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p>3 <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> </td> <td>県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	協力依頼先	市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所でのペットの<u>状況等</u>について県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県、動物救済本部	県	<p>1 <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>2 <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p>3 <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所でのペットの<u>飼養状況など</u>について県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> </td> <td>県、動物救済本部</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p>2 <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <p>3 <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> </td> <td>県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	協力依頼先	市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所でのペットの<u>飼養状況など</u>について県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県、動物救済本部	県	<p>1 <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p>2 <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <p>3 <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会	
実施主体	対 象	協力依頼先																				
市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所でのペットの<u>状況等</u>について県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県、動物救済本部																				
県	<p>1 <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>2 <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p>3 <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会																				
実施主体	対 象	協力依頼先																				
市	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所でのペットの<u>飼養状況など</u>について県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県、動物救済本部																				
県	<p>1 <u>危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p>2 <u>負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <p>3 <u>動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会																				
332	災害時の放送	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 緊急放送の要請</p> <p>イ 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局 名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N H K新潟放送局</td> <td><u>コンテンツセンター長</u></td> </tr> </tbody> </table>	局 名	情報受信責任者	N H K新潟放送局	<u>コンテンツセンター長</u>	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 緊急放送の要請</p> <p>イ 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局 名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N H K新潟放送局</td> <td>放送部長</td> </tr> </tbody> </table>	局 名	情報受信責任者	N H K新潟放送局	放送部長	県地域防災計画の反映										
局 名	情報受信責任者																					
N H K新潟放送局	<u>コンテンツセンター長</u>																					
局 名	情報受信責任者																					
N H K新潟放送局	放送部長																					

頁	内容	新	旧	修正理由												
335	公衆通信の確保	<p>3 応急対策</p> <p>(8) 災害用伝言サービスの提供</p> <p>震度6弱以上の地震発生時及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171<del>及び災害用伝言板(削除)</del>サービスの利用を可能とする。</p>	<p>3 応急対策</p> <p>(8) 災害用伝言サービスの提供</p> <p>震度6弱以上の地震発生時及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171<del>及び災害用伝言板</del><u>及び災害用音声のお届け</u>サービスの利用を可能とする。</p>	県地域防災計画の反映												
336		<p>5 利用者への広報</p> <p>電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を來した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネット<del>(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示灯)</del>により地域の住民<del>及び</del>関係機関に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況、<u>見通し</u></p>	<p>5 利用者への広報</p> <p>電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を來した場合、次に掲げる事項について、広報車またはインターネット<del>(追加)</del>により地域の住民<del>(追加)</del>に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。</p> <p>(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況<del>(追加)</del></p>													
338	電力供給応急対策	<p>3 復旧活動体制の組織</p> <p>(2) 動員体制</p> <p>対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。</p> <p>ただし、新発田電力センター管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員<del>(削除)</del>は呼集を待つことなく出動する。</p> <p>また、被害が甚大で新発田電力センターのみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。</p>	<p>3 復旧活動体制の組織</p> <p>(2) 動員体制</p> <p>対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。</p> <p>ただし、新発田電力センター管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員<del>及び一般社員</del>は呼集を待つことなく出動する。</p> <p>また、被害が甚大で新発田電力センターのみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。</p>	県地域防災計画の反映												
354	危険物等施設応急対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>地震等による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類取扱施設、高压ガス施設、毒物劇物取扱施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>地震等による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高压ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。</p>	県地域防災計画の反映												
357		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 地震発生時の個別対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設<del>等</del>について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設<del>等</del>の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 (略)</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	<p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設<del>等</del>について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設<del>等</del>の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 (略)</p>		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 地震発生時の個別対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設<del>(追加)</del>について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設<del>(追加)</del>の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 (略)</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	<p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設<del>(追加)</del>について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設<del>(追加)</del>の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 (略)</p>		
実施主体	対 策	協力依頼先														
県	<p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設<del>等</del>について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設<del>等</del>の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 (略)</p>															
実施主体	対 策	協力依頼先														
県	<p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物貯蔵施設<del>(追加)</del>について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設<del>(追加)</del>の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>3 (略)</p>															

頁	内容	新	旧	修正理由
360	道路・橋 梁・トン ネル等の 応急対策	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>道路管理者等<u>(削除)</u>は、<u>関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、各管理者の定めに応じて道路パトロールを実施し</u>、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。</p> <p>特に<u>啓開計画</u>路線の状況は、最優先に情報収集する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>ア 道路啓開</p> <p>(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする<u>啓開計画路線</u>を優先する。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 道路啓開は<u>災害時の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。</u></p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>道路管理者等<u>である市及び国、県、東日本高速道路株</u>は、<u>直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。</u></p> <p>特に<u>緊急輸送道路に指定された路線</u>の状況は、最優先に情報収集する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知</p> <p>ア 道路啓開</p> <p>(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする<u>緊急輸送道路</u>を優先する。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 道路啓開は<u>原則として、2車線の通行を確保する。被災状況により止むを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</u></p>	県地域防災計画の反映
361				

頁	内容	新	旧	修正理由
364	漁港施設の応急対策	<p>3 業務の体系</p> <p>☆地震発生</p> <p>被災概要調査</p> <p>・被災の有無、大小、位置等を目視確認</p> <p>被害拡大の可能性あり</p> <p>応急措置</p> <p>・関係者、関係機関への連絡通報 ・立入禁止、避難誘導、応急工事等の措置</p> <p>被災点検調査</p> <p>・構造物の安全性、施設の利用可能性を詳細に把握</p> <p>被災判定</p> <p>(被害なし) (被害小) (被害大)</p> <p>原形復旧</p> <p>応急復旧</p> <p>施設の機能復旧・供用再開</p> <p>公共土木施設災害復旧事業 港湾機能施設災害復旧事業</p>	<p>3 業務の体系</p> <p>☆地震発生</p> <p>被災概要調査</p> <p>・被災の有無、大小、位置等を目視確認</p> <p>被害拡大の可能性あり</p> <p>応急措置</p> <p>・関係者、関係機関への連絡通報 ・立入禁止、避難誘導、応急工事等の措置</p> <p>被災点検調査</p> <p>・構造物の安全性、施設の利用可能性を詳細に把握</p> <p>被災判定</p> <p>(被害なし) (被害小) (被害大)</p> <p>原形復旧</p> <p>応急復旧</p> <p>施設の機能復旧・供用再開</p> <p>公共土木施設災害復旧事業 (追加)</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由																
367	鉄道事業者の中止 対策	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震時の運転基準及び運転規制区間</p> <p>ア 地震時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定める。</p> <p>図 (略)</p> <p>(上越・北陸新幹線については、18 カイン以上で列車の運転を見合させる。)</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>(9) 情報収集・伝達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">鉄道事業者</th> <th>勤務時間内</th> <th>(勤務時間外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R 東日本新潟支社</td> <td><a href="#">企画総務部経営戦略ユニット</a> (鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット(輸送指令))</td> <td>TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112</td> <td>TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者		勤務時間内	(勤務時間外)	J R 東日本新潟支社	<a href="#">企画総務部経営戦略ユニット</a> (鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット(輸送指令))	TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112	TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震時の運転基準及び運転規制区間</p> <p>ア 地震時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定める。</p> <p>図 (略)</p> <p>(上越(追加)新幹線については、18 カイン以上で列車の運転を見合させる。)</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>(9) 情報収集・伝達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">鉄道事業者</th> <th>勤務時間内</th> <th>(勤務時間外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R 東日本新潟支社</td> <td><a href="#">総務部企画室 (運輸部輸送課司令室)</a></td> <td>TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112</td> <td>TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者		勤務時間内	(勤務時間外)	J R 東日本新潟支社	<a href="#">総務部企画室 (運輸部輸送課司令室)</a>	TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112	TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166	県地域防災計画の反映
鉄道事業者		勤務時間内	(勤務時間外)																	
J R 東日本新潟支社	<a href="#">企画総務部経営戦略ユニット</a> (鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット(輸送指令))	TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112	TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166																	
鉄道事業者		勤務時間内	(勤務時間外)																	
J R 東日本新潟支社	<a href="#">総務部企画室 (運輸部輸送課司令室)</a>	TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112	TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166																	
368																				
371	治山・砂防施設等の応急対策	4 業務の内容 (3) 避難指示等の発令	4 業務の内容 (3) 避難指示等の実施	県地域防災計画の反映																
374	河川・海岸施設の応急対策	4 業務の内容 (1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸地方整備局、県</td> <td>1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度 4 以上の地震が発生した場合、<a href="#">関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じて</a>パトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。</td> <td>各協会、建設技術センター、地域創造センター</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	北陸地方整備局、県	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度 4 以上の地震が発生した場合、 <a href="#">関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じて</a> パトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。	各協会、建設技術センター、地域創造センター	県地域防災計画の反映										
実施主体	対 策	協力依頼先																		
北陸地方整備局、県	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度 4 以上の地震が発生した場合、 <a href="#">関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じて</a> パトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。	各協会、建設技術センター、地域創造センター																		
382	農林水産業応急対策	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 関係団体の責務 (ア) 森林組合・木材組合 b 市、新潟地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 関係団体の責務 (ア) 森林組合・木材組合 b 市、新潟地域振興局(追加)と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。	県地域防災計画の反映																

頁	内容	新	旧	修正理由												
395	応急住宅対策	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>対 応</th><th>協力依頼先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td> <p>1 (略)</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める<u>(削除)</u>。</p> <p>(4) (略)</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	<p>1 (略)</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める<u>(削除)</u>。</p> <p>(4) (略)</p>		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>対 応</th><th>協力依頼先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td> <p>1 (略)</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	<p>1 (略)</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p>		県地域防災計画の反映
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	<p>1 (略)</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める<u>(削除)</u>。</p> <p>(4) (略)</p>															
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	<p>1 (略)</p> <p>2 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p>															
397		<p>県</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(1) 県知事は協定を締結した建設業関係団体等のあっせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ県知事は、市長に建設を委任することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>市、(一社)プレハブ建築協会、(一社)新潟県建設業協会、(一社)全国木造建設事業協会、(公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、<u>その他建設業関係団体</u></p>	<p>県</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(1) 県知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ県知事は、市長に建設を委任することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>市、(一社)プレハブ建築協会、(一社)新潟県建設業協会、(追加)(公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会<u>(追加)</u></p>											
398		<p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>対 応</th><th>協力依頼先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td> <p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1<u>か</u>月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6<u>か</u>月）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことの</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1<u>か</u>月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6<u>か</u>月）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことの</p>		<p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>対 応</th><th>協力依頼先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td> <p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1<u>ヶ</u>月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6<u>ヶ</u>月）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことの</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1<u>ヶ</u>月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6<u>ヶ</u>月）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことの</p>		
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1<u>か</u>月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6<u>か</u>月）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことの</p>															
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	<p>1 応急修理の対象者</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※</p> <p>※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1<u>ヶ</u>月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6<u>ヶ</u>月）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 応急修理の範囲</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことの</p>															

頁	内容	新	旧	修正理由												
		<p>できない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について<u>実施する</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として3<u>か</u>月以内(国の災害対策が設置された災害においては6<u>か</u>月)に完了する。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>できない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について<u>実施するものとする</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として3<u>か</u>月以内(国の災害対策が設置された災害においては6<u>か</u>月)に完了する。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>													
399		<p>(4) 公営住宅の特例使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市、県</td> <td> <p>1・2 (略)</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、<u>あっせん</u>に努める。</p> </td> <td>近隣市町村、隣接県</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・<u>あっせん</u></p> <p>(6) 住宅建設資材の<u>あっせん</u></p>	実施主体	対 応	協力依頼先	市、県	<p>1・2 (略)</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、<u>あっせん</u>に努める。</p>	近隣市町村、隣接県	<p>(4) 公営住宅の特例使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市、県</td> <td> <p>1・2 (略)</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、<u>斡旋</u>に努める。</p> </td> <td>近隣市町村、隣接県</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・<u>斡旋</u></p> <p>(6) 住宅建設資材の<u>斡旋</u></p>	実施主体	対 応	協力依頼先	市、県	<p>1・2 (略)</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、<u>斡旋</u>に努める。</p>	近隣市町村、隣接県	
実施主体	対 応	協力依頼先														
市、県	<p>1・2 (略)</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、<u>あっせん</u>に努める。</p>	近隣市町村、隣接県														
実施主体	対 応	協力依頼先														
市、県	<p>1・2 (略)</p> <p>3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、<u>斡旋</u>に努める。</p>	近隣市町村、隣接県														

頁	内容	新	旧	修正理由
403	ボランティアの受入れ計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市災害ボランティアセンター（以下「<u>災害</u>ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。<u>また、災害ボランティアセンターと県支援センターで活動調整を行う。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 新発田市社会福祉協議会の責務</p> <p>(ア) <u>(削除) 災害</u>ボランティアセンターを<u>運営</u>する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行<u>い</u>、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、<u>災害</u>ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>災害</u>ボランティアセンターを<u>支援し、県災害対策本部との情報共有を図る。</u></p> <p>(ウ) <u>市</u>災害対策本部は、<u>災害</u>ボランティアセンターを設置・運営する新発田市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、<u>被災者のニーズや支援活動の情報を共有する場を設置するなどし</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>ウ 災害ボランティアセンターの責務</p> <p><u>災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、市と新発田市社会福祉協議会が協議し、災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p>(ア) <u>被災地や被災者の</u>ボランティアニーズの把握を行う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>(削除) ボランティアの受入</u><u>(削除)</u>を行う。</p> <p>エ 県支援センターの責務</p> <p>(ア) <u>災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、県と新潟県社会福祉協議会が協議し、県支援センターを、新潟ユニゾンプラザに設置する。</u></p> <p>(イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び<u>災害</u>ボランティアセンターの立ち上げ、<u>運営</u>支援などを行う。</p> <p>オ 新潟県社会福祉協議会の責務</p> <p>(ア) <u>県支援センターの運営を統括する。</u></p> <p>(イ) 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。</p> <p>カ 県の責務</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア) <u>県支援センターを</u>支援し、<u>市</u>災害対策本部との情報共有を図る。</p> <p>(イ) <u>県外の行政機関、県内外の支援団体などと、</u><u>災害</u>ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市災害ボランティアセンター（以下「<u>(追加)</u>ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 新発田市社会福祉協議会の責務</p> <p>(ア) <u>災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して</u><u>(追加)</u>ボランティアセンターを<u>設置</u>する。</p> <p>(イ) <u>ボランティアセンターの設置・運営は、新発田市社会福祉協議会が主体となり、各種団体、個人ボランティア等の協力を得て協働で組織する。</u></p> <p>(ウ) <u>災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、</u><u>(追加)</u>ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>(追加) ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。</u></p> <p>(ウ) <u>(追加) 災害対策本部は、</u><u>(追加)</u>ボランティアセンターを設置・運営する新発田市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、<u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する</u>よう努める。</p> <p>ウ ボランティアセンターの責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(ア) <u>ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。</u></p> <p>エ 県支援センターの責務</p> <p>(ア) <u>県は、県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、同センターの運営を行う。</u></p> <p>(イ) <u>災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び</u><u>(追加)</u>ボランティアセンターの立ち上げ<u>(追加)</u>支援などを行う。</p> <p>オ 新潟県社会福祉協議会の責務</p> <p>(ア) <u>県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、県支援センターの運営を支援する。</u></p> <p>(イ) <u>県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、</u><u>(追加)</u>ボランティアセンター等の支援体制について調整を<u>図るため職員を配置する。</u></p> <p>カ 県の責務</p> <p><u>(ア) 県支援センターのスペース等の提供、職員の派遣を行う。</u></p> <p>(イ) <u>県支援センターを</u>統括し、<u>県</u>災害対策本部との情報共有を図る。</p> <p>(ウ) <u>県外の行政機関、県内外の支援団体などと、</u><u>(追加)</u>ボランティアセンター等の支援体制について調整を<u>図るため職員を配置する。</u></p> <p>(3) 達成目標</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>
404				

頁	内容	新	旧	修正理由										
405			<p>災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1"> <tr><td>発災後 3時間以内</td><td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置</td></tr> <tr><td>発災後 6時間以内</td><td>県支援センターの運営、情報の受発信</td></tr> <tr><td>発災後 12時間以内</td><td>県調整会議構成団体による市への先遣隊派遣</td></tr> <tr><td>発災後 24時間以内</td><td>ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td></tr> <tr><td>発災後 2日以内</td><td>災害ボランティア受入広報の発信</td></tr> </table>	発災後 3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置	発災後 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信	発災後 12時間以内	県調整会議構成団体による市への先遣隊派遣	発災後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	発災後 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	
発災後 3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置													
発災後 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信													
発災後 12時間以内	県調整会議構成団体による市への先遣隊派遣													
発災後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握													
発災後 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信													
	<u>2 業務の体系</u>													
	<u>☆災害発生</u>													
	<u>24時間以内</u>	・県、市、新潟県社会福祉協議会、新発田市社会福祉協議会等が、被災状況の把握												
	<u>2日目～</u>	・災害ボランティアセンターの設置 ・県支援センターの設置												
	<u>3日目～</u>	・ボランティア受入れ体制の検討、準備												
	<u>受入れ体制完了後</u>	・ボランティアの募集 ・ボランティアの受入れ												
	<u>3 業務の内容</u>		<u>3 業務の体系</u>											
	(1) 県支援センターの運営		<u>☆地震発生</u>											
			3時間以内	県支援センター設置										
			～6時間後	情報の発信										
			24時間以内 2日目～	ボランティアセンター設置 ボランティア受入れ広報の発信										
				ボランティアの受入れ										
	<u>4 業務の内容</u>													
	(1) 県支援センターの運営		<u>4 業務の内容</u>											
			(1) 県支援センターの運営											
			実施主体	対 策										
			県社会福祉協議会	1 センターに職員を派遣し運営を支援 2 運営に係る補佐及び資金管理										
			県	1 センター運営に係る場所や資機材の提供 2 センターに職員を派遣し運営を統括										
			新潟県災害ボランティア調整会議	・調整会議の活動に係る県災害ボランティア基金の活用										
	(2) 災害ボランティアセンターの運営		(2) 災害ボランティアセンターの運営											
			実施主体	対 策										
			新発田市社会福祉協議会	1 ボランティアセンターの運営 2 ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 3 (追加) ボランティアセンター運営に係る統括及び資金管理										
			市	1 ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 2 (追加) ボランティアセンター運営に係る資機材の提供										

頁	内容	新	旧	修正理由		
406	県支援センター 新潟県災害ボランティア調整会議	・災害ボランティアセンター運営に係る <u>広域調整や</u> 、資機材調達の支援 ・災害ボランティアセンター運営に係る協力	国や他県等の行政機関 構成団体の市支部など	県支援センター 新潟県災害ボランティア調整会議	・(追加)ボランティアセンター運営に係る <u>(追加)</u> 資機材調達の支援 ・(追加)ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援	国や他県等の行政機関 構成団体 <u>(追加)</u>
404	4 情報の流れ (1) 被災地から	情報発信者 → 情報受信者  被災者、避難所 災害ボランティアセンター 災害ボランティアセンター 県支援センター、市災害対策本部	主な情報内容  ○(削除)ボランティアニーズ ○集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ	2 情報の流れ (1) 被災地から	情報発信者 → 情報受信者  避難所、被災者 (追加)ボランティアセンター (追加)ボランティアセンター 県支援センター、市災害対策本部	主な情報内容  ○避難所などにおけるボランティアニーズ ○集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
	(2) 被災地へ	情報発信者 → 情報受信者  協定先企業・団体 県災害対策本部 県災害対策本部、他の行政機関、関係団体 県支援センター、市災害対策本部 県支援センター、市災害対策本部 災害ボランティアセンター 災害ボランティアセンター 避難所、被災者	主な情報内容  ○支援・協力予定情報	(2) 被災地へ	情報発信者 → 情報受信者  協定先企業・団体 県災害対策本部 県災害対策本部、他の行政機関、関係団体 県支援センター、市災害対策本部 県支援センター、市災害対策本部 (追加)ボランティアセンター (追加)ボランティアセンター 避難所、被災者	主な情報内容  ○支援・協力予定情報
409	義援物資対策	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 市の責務 (ア) 避難所の配置職員等により、(削除)物資のニーズを遂次把握するとともに、物資の適切な集積拠点を確保する。 (イ) (略) (ウ) N P O等と協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。 イ 県の責務 (ア) 市の物資のニーズ等を集約し、被災地ニーズに合った物資支援が可能となるよう努める。 (イ) 県ホームページ、報道機関等を通じて、(削除)発災6時間後には、被災地ニーズに関する情報を全国へ発信する。  2 情報の流れ (1) 被災地から	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 市の責務 (ア) 避難所の配置職員(追加)により、必要な物資・数量を(追加)把握する(追加)。 (イ) (略) (ウ) N P O等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。 イ 県の責務 (ア) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようする。 (イ) インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には(追加)全国へ発信する。  2 情報の流れ (1) 被災地から	情報発信者 → 情報受信者  市 県 ○集約された被災地ニーズ (削除) (削除) (削除) ○物資取扱方針 県 (削除) (削除) 物資提供者 ○物資取扱方針	情報発信者 → 情報受信者  市 県 ○集約された被災地ニーズ 協定先企業・団体 ○調達要請 国民 ○物資取扱方針 県 協定先企業・団体 ○調達要請 国民 ○物資取扱方針	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																						
410	(2) 被災地へ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者 → 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資提供者</td> <td>県</td> <td>○物資提供の申出</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 業務の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">☆地震発生</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>直後～</th> <th>(提供申出対応)</th> <th>(情報発信)</th> <th>(情報収集)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時間後</td> <td>物資取扱方針に基づく電話・メール・FAX対応</td> <td>物資取扱方針 <u>(削除)</u></td> <td>被災地ニーズ</td> <td>交通情報</td> </tr> <tr> <td>1日目以降</td> <td>物資取扱方針に基づく電話対応</td> <td>物資取扱方針、被災地ニーズ <u>(削除)</u></td> <td>被災地ニーズ</td> <td>交通情報</td> </tr> <tr> <td>市災害対策本部縮小時期</td> <td>電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）</td> <td>義援物資受入れの停止宣言</td> <td>被災地ニーズ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市災害対策本部</td> <td>物資取扱<u>(削除)</u>方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページや報道機関等を通じて情報発信する</td> <td>報道機関、県災害対策本部等</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容	物資提供者	県	○物資提供の申出	県	(略)	(略)	市	(略)	(略)	☆地震発生					直後～	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)		6時間後	物資取扱方針に基づく電話・メール・FAX対応	物資取扱方針 <u>(削除)</u>	被災地ニーズ	交通情報	1日目以降	物資取扱方針に基づく電話対応	物資取扱方針、被災地ニーズ <u>(削除)</u>	被災地ニーズ	交通情報	市災害対策本部縮小時期	電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）	義援物資受入れの停止宣言	被災地ニーズ		実施主体	対 策	協力依頼先	市災害対策本部	物資取扱 <u>(削除)</u> 方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページや報道機関等を通じて情報発信する	報道機関、県災害対策本部等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者 → 情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 業務の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">☆地震発生</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>直後～</th> <th>(提供申出対応)</th> <th>(情報発信)</th> <th>(情報収集)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時間後</td> <td>物資受入方針に基づく電話・メール・FAX対応</td> <td>物資取扱方針情報</td> <td>被災地ニーズ</td> <td>交通情報</td> </tr> <tr> <td>1日目以降</td> <td>物資受入方針に基づく電話対応</td> <td><u>(追加)</u>被災地ニーズ要求、調達情報</td> <td>被災地ニーズ</td> <td>交通情報</td> </tr> <tr> <td>市災害対策本部縮小時期</td> <td>電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）</td> <td>義援物資受入れの停止宣言</td> <td>被災地ニーズ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市災害対策本部</td> <td>物資取扱いに係る方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する</td> <td>報道機関、県災害対策本部等</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容	(追加)	(追加)	(追加)	県	(略)	(略)	市	(略)	(略)	☆地震発生					直後～	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)		6時間後	物資受入方針に基づく電話・メール・FAX対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報	1日目以降	物資受入方針に基づく電話対応	<u>(追加)</u> 被災地ニーズ要求、調達情報	被災地ニーズ	交通情報	市災害対策本部縮小時期	電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）	義援物資受入れの停止宣言	被災地ニーズ		実施主体	対 策	協力依頼先	市災害対策本部	物資取扱いに係る方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する	報道機関、県災害対策本部等	
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容																																																																																								
物資提供者	県	○物資提供の申出																																																																																								
県	(略)	(略)																																																																																								
市	(略)	(略)																																																																																								
☆地震発生																																																																																										
直後～	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)																																																																																							
6時間後	物資取扱方針に基づく電話・メール・FAX対応	物資取扱方針 <u>(削除)</u>	被災地ニーズ	交通情報																																																																																						
1日目以降	物資取扱方針に基づく電話対応	物資取扱方針、被災地ニーズ <u>(削除)</u>	被災地ニーズ	交通情報																																																																																						
市災害対策本部縮小時期	電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）	義援物資受入れの停止宣言	被災地ニーズ																																																																																							
実施主体	対 策	協力依頼先																																																																																								
市災害対策本部	物資取扱 <u>(削除)</u> 方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページや報道機関等を通じて情報発信する	報道機関、県災害対策本部等																																																																																								
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容																																																																																								
(追加)	(追加)	(追加)																																																																																								
県	(略)	(略)																																																																																								
市	(略)	(略)																																																																																								
☆地震発生																																																																																										
直後～	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)																																																																																							
6時間後	物資受入方針に基づく電話・メール・FAX対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報																																																																																						
1日目以降	物資受入方針に基づく電話対応	<u>(追加)</u> 被災地ニーズ要求、調達情報	被災地ニーズ	交通情報																																																																																						
市災害対策本部縮小時期	電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）	義援物資受入れの停止宣言	被災地ニーズ																																																																																							
実施主体	対 策	協力依頼先																																																																																								
市災害対策本部	物資取扱いに係る方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する	報道機関、県災害対策本部等																																																																																								
415	民生安定化対策	3 被災者のための相談、支援 市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	3 被災者のための相談、支援 市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、(追加)見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	県地域防災計画の反映																																																																																						
416		(4) 被災者等の生活再建等の支援 ア～オ (略) カ 国「総務省」は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。	(4) 被災者等の生活再建等の支援 ア～オ (略) <u>(追加)</u>																																																																																							
418		6 応急金融措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ア (略) (ウ) 電子交換所において被災関係手形につき、表示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。	6 応急金融措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ア (略) (ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、表示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。																																																																																							
420		11 その他公共料金の特例措置 (1) 郵便業務	11 その他公共料金の特例措置 (1) 郵便業務																																																																																							

頁	内容	新	旧	修正理由																																																			
		<p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は<u>中央共同募金会</u>にあてた小包又は現金書留に限る。</p>	<p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は<u>共同募金会連合会</u>にあてた小包又は現金書留に限る。</p>																																																				
423	融資・貸付その他資金等による支援計画	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。(令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） 市及び県は、被災地の減失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。 なお、融資内容は次のとおりである。(令和<u>7</u>年<u>4</u>月1日現在)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 天災融資制度 農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。(令和<u>7</u>年4月1日現在)</p> <p>(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部） 被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。 (令和<u>7</u>年4月1日現在)</p>	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和<u>2</u>年4月1日現在)</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和<u>2</u>年4月1日現在)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和<u>2</u>年4月1日現在)</p> <p>(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和<u>2</u>年4月1日現在)</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。(令和<u>2</u>年4月1日現在)</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和<u>2</u>年4月1日現在)</p> <p>(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） 市及び県は、被災地の減失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。 なお、融資内容は次のとおりである。(令和<u>5</u>年<u>1</u>月1日現在)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 天災融資制度 農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。(令和<u>4</u>年4月1日現在)</p> <p>(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部） 被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。 (令和元年9月19日現在)</p>	県地域防災計画の反映																																																			
424																																																							
425																																																							
426																																																							
427																																																							
428																																																							
429																																																							
～																																																							
430																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利 率 (年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業関係資金</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農林漁業施</td> <td>〈共同利用施設〉</td> <td>土地改良区・同連合、農</td> <td>1.15~</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	農林漁業施	〈共同利用施設〉	土地改良区・同連合、農	1.15~	20年以内	3年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利 率 (年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業関係資金</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>0.40~ 0.80%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>0.40~ 0.80%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農林漁業施</td> <td>〈共同利用施設〉</td> <td>土地改良区・同連合、農</td> <td>0.40~</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40~ 0.80%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.40~ 0.80%	25年以内	10年以内	農林漁業施	〈共同利用施設〉	土地改良区・同連合、農	0.40~	20年以内	3年以内
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																	
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																	
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																	
	農林漁業施	〈共同利用施設〉	土地改良区・同連合、農	1.15~	20年以内	3年以内																																																	
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																	
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40~ 0.80%	25年以内	10年以内																																																	
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.40~ 0.80%	25年以内	10年以内																																																	
	農林漁業施	〈共同利用施設〉	土地改良区・同連合、農	0.40~	20年以内	3年以内																																																	

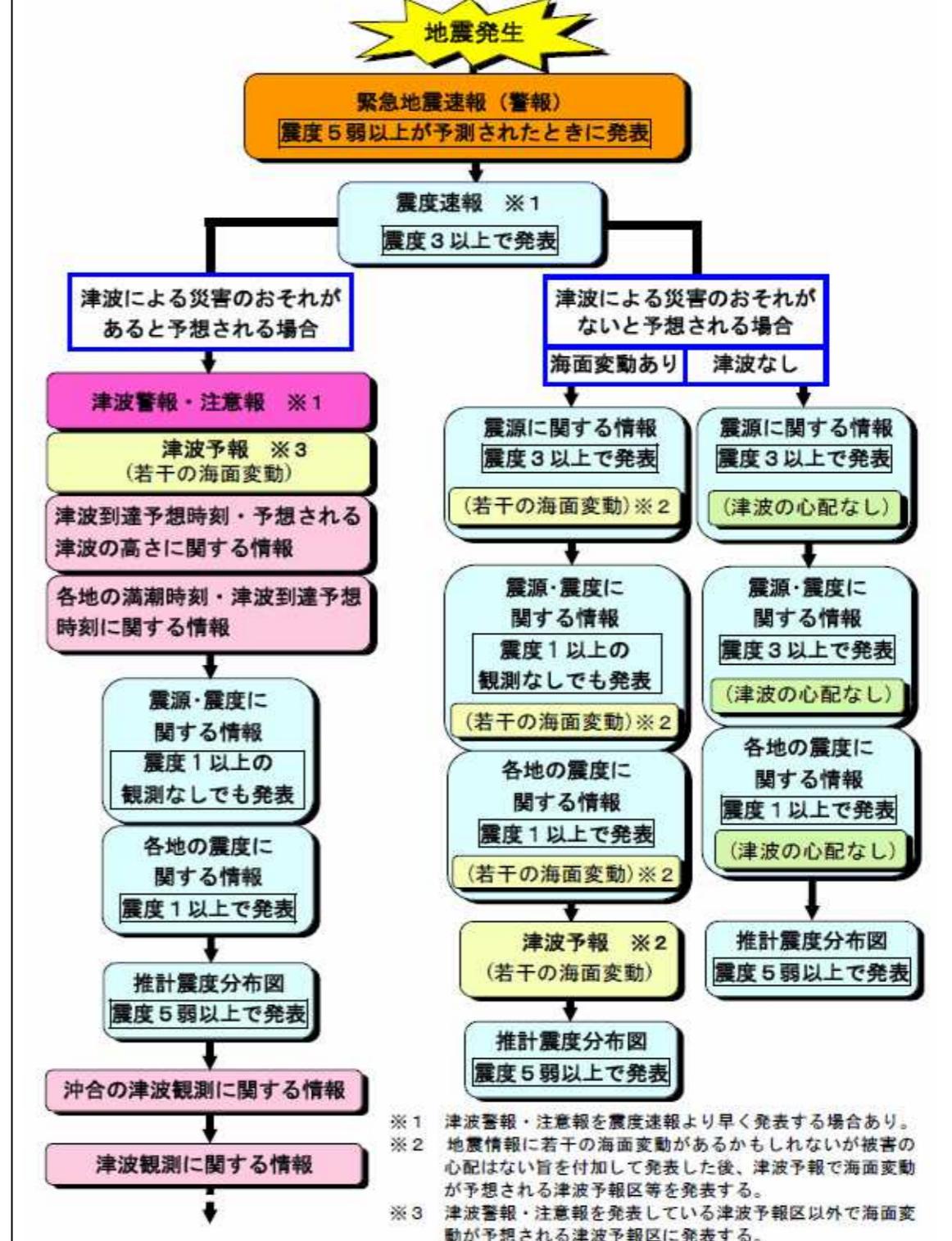
頁	内容	新						旧						修正理由
林業 関係 資金	設資金	農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.70%				農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.80%				
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1) 農業を営む者	1.15~ 1.70%	(1) 15年以内	(1) 3年以内		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1) 農業を営む者	0.40~ 0.80%	(1) 15年以内	(1) 3年以内		
		(2) 被災果樹の改植 又は補植	(2) 農協・同連合会 ((1)への転貸に限定)	1.15~ 1.70%	(2) 25年以内	(2) 10年以内		(2) 被災果樹の改植 又は補植	(2) 農協・同連合会 ((1)への転貸に限定)	0.40~ 0.80%	(2) 25年以内	(2) 10年以内		
	林業基盤 整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内	林業基盤 整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40~ 0.80%	15年以内	5年以内		
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)	林業関係資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40~ 0.80%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)		
	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	林業関係資金	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40~ 0.80%	20年以内	3年以内	
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	1.15~ 1.70%	15年以内	3年以内	林業関係資金	〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40~ 0.80%	15年以内	3年以内		
	漁業基盤 整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合は除く)、5割法人、漁業を営む者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	漁業基盤 整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合は除く)、5割法人、漁業を営む者	0.40~ 0.80%	20年以内	3年以内		
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者				漁業基盤 整備資金	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者					
	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40~ 0.80%	20年以内	3年以内		
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.15~ 1.70%	15年以内	3年以内	農林漁業 施設資金	〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40~ 0.80%	15年以内	3年以内		
農 林 共 通 漁 業	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.15~ 1.65%	10年以内	3年以内	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40~ 0.75%	10年以内	3年以内		

頁	内容	新	旧	修正理由																								
435	公共施設等災害復旧対策	<p>3 被害状況調査及び集計</p> <p>(3) 災害復旧事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) <u>(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）</td> <td>水道施設 工業用水道施設 中小企業共同施設</td> <td>国土交通省 経済産業省</td> <td>福祉保健部生活衛生課 企業局施設課 <u>産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) <u>(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)</u>	(略)	(略)	(略)	(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）	水道施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省	福祉保健部生活衛生課 企業局施設課 <u>産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班</u>	<p>3 被害状況調査及び集計</p> <p>(3) 災害復旧事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) <u>(追加)</u></td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）</td> <td>工業用水道施設 中小企業共同施設</td> <td>経済産業省</td> <td>企業局施設課 産業労働観光部産業政策課経営支援室</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>	(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省	企業局施設課 産業労働観光部産業政策課経営支援室	県地域防災計画の反映
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口																									
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) <u>(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)</u>	(略)	(略)	(略)																									
(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）	水道施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省	福祉保健部生活衛生課 企業局施設課 <u>産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班</u>																									
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口																									
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>																									
(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省	企業局施設課 産業労働観光部産業政策課経営支援室																									
443	津波災害対策 総則	<p>2 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(カ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>カ 感染症対策の観点を取り入れた防災対策</p> <p><u>（削除）感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p>	<p>2 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(カ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>（追加）被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>カ 感染症対策の観点を取り入れた防災対策</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p>	県地域防災計画の反映																								
448		<p>4 市の地形特性に応じた対策の方向性</p> <p>(4) 地域特性に応じた対策の方向性</p> <p>ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性</p> <p>(イ) 対策</p> <p>　c 避難</p> <p>　(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、<u>企業や大学、NPO等の関係団体と連携した</u>市民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発</p> <p>　(b)～(g) (略)</p> <p>　(h) <u>徒步避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段の検討</u></p> <p>イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性</p> <p>(イ) 対策</p> <p>　c 避難</p> <p>　(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、<u>企業や大学、NPO等の関係団体と連携した</u>市民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発</p> <p>　(b)～(f) (略)</p> <p>　(g) <u>徒步避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段の検討</u></p>	<p>4 市の地形特性に応じた対策の方向性</p> <p>(4) 地域特性に応じた対策の方向性</p> <p>ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性</p> <p>(イ) 対策</p> <p>　c 避難</p> <p>　(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、<u>（追加）市民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発</u></p> <p>　(b)～(g) (略)</p> <p>　(h) <u>（追加）避難手段の検討</u></p> <p>イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性</p> <p>(イ) 対策</p> <p>　c 避難</p> <p>　(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、<u>（追加）市民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発</u></p> <p>　(b)～(f) (略)</p> <p>　(g) <u>（追加）避難手段の検討</u></p>																									

頁	内容	新	旧	修正理由
451	津波災害対策 災害予防	<p>1 防災教育計画</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ウ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知</p> <p>市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップについて、ハザード情報の背景、解釈の仕方から、津波の特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知することで正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。</p>	<p>1 防災教育計画</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ウ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知</p> <p>市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。</p>	県地域防災計画の反映
454		<p>3 自主防災組織育成計画</p> <p>(2) 自主防災組織の概要</p> <p>エ 市民の取組</p> <p>市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、<u>住民一人一人が防災の主体となり、</u>自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、<u>地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、</u>防災知識及び技術の習得に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>3 自主防災組織育成計画</p> <p>(2) 自主防災組織の概要</p> <p>エ 市民の取組</p> <p>市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、<u>(追加)</u>自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、<u>(追加)</u>防災知識及び技術の習得に努める。</p> <p>(略)</p>	
455		<p>4 都市防災計画</p> <p>(3) 市及び県の役割</p> <p>ア 津波に強いまちの形成</p> <p>(ア) 市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とし<u>つつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段を検討し、</u>できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。</p> <p>(イ) (ウ) (略)</p> <p>(イ) <u>(削除)</u>県は<u>津波浸水想定を設定し、津波災害警戒区域の指定を行い、市はそれらを踏まえ、地域防災計画に必要事項を規定するとともに、県と協力し</u>津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p>	<p>4 都市防災計画</p> <p>(3) 市及び県の役割</p> <p>ア 津波に強いまちの形成</p> <p>(ア) 市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、<u>地域の実情を踏まえつつ、</u>できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。</p> <p>(イ) (ウ) (略)</p> <p>(イ) <u>市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</u></p>	
459		<p>8 渔港施設の地震・津波対策</p> <p>(1) 市及び各主体の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるよう</u>に、<u>関係機関と協議する。</u></p>	<p>8 渔港施設の地震・津波対策</p> <p>(1) 市及び各主体の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	
462		<p>24 避難体制の整備</p> <p>(1) 計画の方針</p> <p>ア 基本方針</p> <p>(イ) 警報、避難指示<u>(削除)</u>等の情報伝達体制の整備</p> <p>(ウ) 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示<u>(削除)</u>等の発令</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ア 津波避難計画の策定</p> <p>市は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示<u>(削除)</u>等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定に努め、その内容を市民等に周知徹底を図る。</p>	<p>24 避難体制の整備</p> <p>(1) 計画の方針</p> <p>ア 基本方針</p> <p>(イ) 警報、避難指示<u>(緊急)</u>等の情報伝達体制の整備</p> <p>(ウ) 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示<u>(緊急)</u>等の発令</p> <p>(3) 市の役割</p> <p>ア 津波避難計画の策定</p> <p>市は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示<u>(緊急)</u>等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定に努め、その内容を市民等に周知徹底を図る。</p>	
464				

頁	内容	新	旧	修正理由
465	<p>オ 避難場所の指定等</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努めるとともに、<u>必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>(エ)～(ケ) (略)</p> <p>(ケ) 即応体制の整備</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>(削除) 感染症等発生時における</u>自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p>h <u>保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行う</u>ことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、<u>状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する</u>よう努める。</p> <p>i <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する</u>よう努める。</p> <p>j <u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する</u>よう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>(コ)～(セ) (略)</p> <p>(ウ) <u>市は、災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努める。</u></p>	<p>オ 避難場所の指定等</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、<u>(追加)換気、照明等の施設の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>(エ)～(ケ) (略)</p> <p>(ケ) 即応体制の整備</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>新型コロナウイルス感染症等の</u>自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(コ)～(セ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>		
466				
467	<p>(4) 県の役割</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村の避難体制整備の支援</p> <p>(イ) 市による避難指示<u>(削除)</u>等の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>a (略)</p> <p>b 市の避難指示<u>(削除)</u>等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>c (略)</p> <p>d 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示<u>(削除)</u>等の伝達に協力が得られるよう事前に手続等を定める。</p> <p>e 市に対し、避難指示<u>(削除)</u>等の発令基準の策定を<u>(削除)</u>支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>(ウ) 避難所等の確保への協力</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>(削除) 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における</u>自宅療養者等の避難について、<u>災害発生前</u>から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p>	<p>(4) 県の役割</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村の避難体制整備の支援</p> <p>(イ) 市による避難指示<u>(緊急)</u>等の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>a (略)</p> <p>b 市の避難指示<u>(緊急)</u>等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>c (略)</p> <p>d 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示<u>(緊急)</u>等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p>e 市に対し、避難指示<u>(緊急)</u>等の発令基準の策定を<u>支援する</u>など、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>(ウ) 避難所等の確保への協力</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>新型コロナウイルス感染症等の</u>自宅療養者等の避難について、平時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p>		

頁	内容	新	旧	修正理由
477	津波災害 対策 津 波避難計 画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 迅速な避難</p> <p>強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。</p> <p>また、津波警報が発表されたときも、同様とする。</p> <p>避難にあたっては、徒歩によることを原則に <u>しつつ、状況に応じて車避難を選択できるよう、最適かつ安全な避難方法を地域ごとに検討していく。</u></p> <p>自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。</p> <p>イ 津波に対する理解</p> <p>津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地<u>地震、火山噴火等による津波</u>の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。</p> <p><u>また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いため、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があることに留意する。</u></p> <p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、<u>住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」といった、災害を具体にイメージできる表現を用いて発表し、非常事態であることを伝える。また、避難の継続や応急活動を支援するため、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。なお、</u>予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 迅速な避難</p> <p>強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。</p> <p>また、津波警報が発表されたときも、同様とする。</p> <p>避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。</p> <p>自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。</p> <p>イ 津波に対する理解</p> <p>津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地<u>(追加) 津波</u>の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、<u>(追加) 最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p>	<p>県地域防 災計画の 反映</p>

頁	内容	新	旧	修正理由
482	5 地震及び津波警報等の発表の流れ	<p><b>地震及び津波に関する情報</b></p>  <p><b>地震の情報</b> → <b>地震発生</b> → <b>津波の情報</b></p> <p><b>緊急地震速報</b> 約数秒～</p> <p><b>震度速報</b> 約1分半～</p> <p><b>津波による災害のおそれがない場合</b> 約3分</p> <p><b>震源に関する情報</b></p> <p><b>震源・震度情報</b> 約5分</p> <p><b>長周期地震動に関する観測情報</b> 約10分</p> <p><b>推計震度分布図</b> 約15分</p> <p><b>津波警報・注意報</b></p> <p>津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</p> <p><b>津波警報・注意報（更新）</b></p> <p>津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</p> <p><b>津波情報（沖合の津波観測に関する情報）</b></p> <p><b>津波情報（津波観測に関する情報）</b></p> <p><b>地震解説資料・記者会見</b></p> <p><b>津波警報・注意報（解除）</b></p> <p>注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。</p> <p>注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。</p> <p>(削除)</p>	<p><b>地震及び津波に関する情報</b></p>  <p><b>地震発生</b></p> <p><b>緊急地震速報（警報）</b></p> <p>震度5弱以上が予測されたときに発表</p> <p><b>震度速報 ※1</b></p> <p>震度3以上で発表</p> <p><b>津波による災害のおそれがある場合</b></p> <p><b>津波による災害のおそれがない場合</b></p> <p>海面変動あり 津波なし</p> <p><b>津波警報・注意報 ※1</b></p> <p>津波予報 ※3 (若干の海面変動)</p> <p>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <p><b>震源・震度に関する情報</b></p> <p>震度1以上の観測なしでも発表</p> <p>(若干の海面変動)※2</p> <p>各地の震度に関する情報</p> <p>震度1以上で発表</p> <p>(若干の海面変動)※2</p> <p>各地の震度に関する情報</p> <p>震度1以上で発表</p> <p>(津波の心配なし)</p> <p><b>震源・震度に関する情報</b></p> <p>震度3以上で発表</p> <p>(若干の海面変動)※2</p> <p><b>震源・震度に関する情報</b></p> <p>震度3以上で発表</p> <p>(津波の心配なし)</p> <p><b>推計震度分布図</b></p> <p>震度5弱以上で発表</p> <p><b>推計震度分布図</b></p> <p>震度5弱以上で発表</p> <p>※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。</p> <p>※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。</p> <p>※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。</p> <p>※上記図は、以下の気象庁ホームページに掲載されています。  <a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html">https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html</a></p>	